

令和7年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月10日（水曜日）

議事日程第1号

令和7年12月10日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第79号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第80号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第81号 八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第82号 八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 第8 議案第83号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第84号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第85号 八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第11 議案第86号 能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第12 議案第87号 令和7年度八峰町一般会計補正予算（第7号）
- 第13 議案第88号 令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第89号 令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第90号 令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 第16 議案第91号 令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第92号 令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第93号 令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第19 陳情第6号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め、
国に意見書提出を求める陳情
- 第20 陳情第7号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に
意見書提出を求める陳情
- 第21 陳情第8号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国
への意見書提出を求める陳情書
- 第22 陳情第9号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被
害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
- 第23 陳情第10号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を
求める意見書提出の陳情

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 岡本勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石上 義久 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には朝早くからご苦勞様でございます。よろしく願いをいたします。

これより令和7年12月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会の副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、12月2日、議会運営委員会を開催し、11月25日付けで議長から諮問のあった令和7年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの3日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、本会議上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期については、ただいまの議会運営委員会副委員長報告のとおり、日割表及び議事日程表により本日から12日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会副委員長報告のとおり、本日から12日までの3日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和7年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、一昨日の夜遅くに青森県東方沖でありました大きな地震により被害に遭われました地域や被災者に対し、心からお見舞いを申し上げます。

この地震により、本町では震度3を観測したところでありますが、幸いにも被害は確認されておりません。

しかしながら、気象庁では「北海道三陸沖後発地震情報」を発表していることから、今後1週間程度は、巨大地震への備えを強く意識してまいりたいと考えております。

次に、8月に発生した豪雨災害の復旧についてであります。

農業施設については農地災害が1か所、公共土木施設については道路2か所、河川3か所の合わせて5か所について災害査定が終了しております。

今後の工事発注の見通しにつきましては、本定例会に関係予算を提案しており、ご可決いただき次第、速やかに事務手続きを進めるとともに、被災箇所の早期復旧に全力で取り組んでまいります。

次に、クマによる被害の状況についてであります。

今年、全国的にクマの出没が多発しており、県内では、11月末現在で捕獲頭数が2,400頭を超え、亡くなった方も含め人身被害が66件となるなど、深刻な状況となっております。

また、町内においても、町民から多くの目撃情報が寄せられており、町では、防災行政無線や町公式LINE等を活用し、住民への周知を図っているほか、地元猟友会に対し見回りや駆除等を依頼し、これまでに76頭を捕獲しております。

さらに、自衛隊には、11月14日から10日間、おりの巡回やドローンを活用したクマの出没経路の確認など、町のクマ対策への活動支援を行っていただいたところでありませす。

これまでご尽力いただきました猟友会並びに自衛隊の皆様には、心から感謝申し上げますとともに、引き続き、猟友会や警察等の関係機関と連携を強化しながら、町民の安全で安心な暮らしを守るよう努めてまいります。

次に、11月25日に行った東北電力ネットワーク株式会社能代電力センターとの「災害時の協力に関する協定」の変更についてであります。

この協定は、災害時に大規模な停電が発生した際、迅速かつ円滑な電力設備の復旧活動を行うことを目的に、平成24年に締結したものでありますが、このたびの内容は、倒木による停電などを未然に防止するため、樹木の事前伐採を積極的に進めることを追加したものであります。

近年は、気候変動の影響により、全国各地において大規模な自然災害が相次いで発生しており、それに伴う停電のリスクも高まっていることから、町では、今回の協定締結を契機に、災害を未然に防止する取り組みを推進し、更なる防災力の強化に努めてまいります。

次に、11月2日に実施しました八峰町総合防災訓練についてであります。

この訓練は、秋の火災予防運動の実施計画に基づき毎年同時期に実施しておりますが、今年、岩子地区を会場に、「さくら園」付近で火災が発生したという想定で行いました。

当日は、地域住民の火事ぶれや一一九番通報、初期消火訓練のほか、周辺の消防団がいち早く駆け付け、ポンプの連結操作による火災防ぎょ訓練を行うなど、火災発生時の行動を確認したところであります。

これから暖房機器等の取り扱いが増える季節を迎えることから、引き続き、住民の皆

様と一体となって火災予防運動を展開し、今冬の無火災を目指してまいります。

次に、秋の行政協力員会議についてであります。

11月27日、峰栄館において開催し、各自治会から出された町道の補修や危険木の除去など25件の要望について、それぞれ町の考え方をお示しし、意見交換を行ったところであります。

今後、厳しい財政状況を踏まえつつ、町民の皆様が快適に暮らせるよう、地元自治会と協議しながら、改善に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、昨年2月にふるさと逸品協定を締結した大阪府泉佐野市との交流事業についてであります。

泉佐野市では、大阪・関西万博に合わせて「りんくうE X P O」を開催し、本町と同様に泉佐野市とふるさと逸品協定等を締結している全国の自治体が集結し、それぞれの特産品の販売やP Rを行ったところであります。

本町は9月6日から2日間の参加でありましたが、当日は天候にも恵まれ、開場前から400人以上の列ができる賑わいを見せ、持参した特産品は早々に完売するなど、十分にP Rできたと実感しております。

今後こうした交流を続けながら、両市町の信頼の構築と発展に繋げてまいりたいと考えております。

次に、「女性活躍推進事業」についてであります。

10月23日と11月21日に、キャリアコンサルタントの石田万梨奈氏と吉野陽子氏を講師に迎え、「共働き夫婦のH A P P Yライフ術」と題して講座を開催いたしました。

当日は、講師によるアドラー心理学を基にした家庭で使える思考法などを学び、参加者からは非常に有意義であったと好評を得たところあります。

一方で、「自分だけ知っていてもうまくいかない」、「夫婦揃って受講すべき」等のご意見をいただいたところであり、今後は、そうした意見も参考にしながら、引き続き女性活躍の環境づくりを進めてまいります。

次に、「北海道八峰町ふるさと会」及び「八峰町関東ふるさと会」についてであります。

10月18日に、札幌サンプラザにおいて北海道八峰町ふるさと会が、また、11月16日には、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において八峰町関東ふるさと会総会が行われました。

町からは私とともに町議会や商工会等が出席し、日頃から様々な方面でご支援をいただいていることに感謝の意を申し上げたほか、町の近況をお伝えしてまいりました。

両ふるさと会は、会員の減少等の課題を抱えつつも事業の継続に意欲的に取り組んでいるところでありますので、町といたしましても、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、学校等再編検討委員会についてであります。

11月20日、諮問していた「八峰町学校等の再編」について、学校等再編検討委員会から答申がありました。

答申の内容は4点あり、1つ目の小学校再編の具体的な方策については、八森小学校と峰浜小学校を統合すべきである。

2つ目の再編後における学校の適正配置については、統合小学校は現在の峰浜小学校に配置すべきであり、中学校を含めた再編については、町の財政上可能な時期に、一体型もしくは隣接型で現在の中学校エリアに整備することが望ましい。

3つ目の再編に向けたスケジュールについては、小学校の統合は令和12年度を期限として、できるだけ早急に実施することとし、その間は複式学級の解消に努めるべきである。

4つ目の今後の子ども園については、統合は町の子育て環境を考慮し検討すべきであるという内容でありました。

町では、この答申を受け、来年1月に総合教育会議を開催し、答申内容を尊重しながら、今後の小学校の統合や町全体の教育環境などについて協議してまいります。

本答申に際しまして、川尻茂樹委員長をはじめ委員の皆様には、お忙しい中、貴重なご意見をいただき、心より感謝を申し上げます。

次に、八峰中学校の生徒の活躍についてであります。

10月31日から11月2日に大館市ニプロハチ公ドームで開催された「第17回秋田県中学校秋季軟式野球大会」において、東雲中学校と合同で出場した八峰中学校野球部が見事優勝を飾りました。

合同チームには八峰中学校から監督と7名の選手が参加し、合同練習の時間が十分とはいえない状況でありましたが、準々決勝から決勝までの3試合、堅守とチャンスに強い打線がかみ合い、他チームを寄せ付けることなく優勝に輝きました。

また、「第64回秋田県中学校秋季陸上競技大会」では、1年1,500mの部で、小林光

晟さんが第1位に、「第27回秋田県中学校秋季バドミントン大会」では、能代ジュニアに所属する1年生の笹本杏さんが、女子個人複合で優勝、団体でも準優勝の栄誉に輝きました。

地域に元気と希望を届けてくれた八峰中学校の各選手や関係者の方々に感謝を申し上げますとともに、今後の更なる活躍を期待しております。

次に、第20回八峰町文化祭についてであります。

11月8日から3日間行われた展示部門には、書道や写真、俳句や短歌、生け花、手芸作品など、個人や団体を合わせて856点の出品があり、400名を超える方々から鑑賞していただきました。

また、11月9日に開催された芸能発表会では、中学生による全校合唱や、和太鼓、踊り、大正琴、コーラスなど20演目に213名の方々が出演し、日頃の練習や学習の成果を発表したところであります。

さらに、当日は、小中学生が自ら企画、作成したオリジナル商品の販売を行い、モノを売る楽しさを感じるとともに、改めて町の魅力を学んでおりました。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県人事委員会の給与改定の意見に鑑み、当町においても職員の給料表を改定するとともに、一般職及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに通勤手当の額をそれぞれ増額改定しようとするものであります。

議案第80号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の職員の給与改定の内容を踏まえ、常勤の特別職について期末手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第81号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、常勤の特別職と同様に町議会議員の期末手当の支給割合を0.05カ月増額しようとするものであります。

議案第82号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定については、旅費法の一部改正に伴い、条例の全部を改正するとともに、条例を参照している関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第83号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、児童福祉法等の改正に伴い、

関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第84号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉法及び省令の改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第85号、八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、子ども・子育て支援法の一部改正により乳児等通園支援事業が創設され、令和8年度から実施が義務づけられていることから、児童福祉法の規定に基づき設備及び運営に関する基準を定めるため、条例制定しようとするものであります。

議案第86号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結については、当該協定に新たな取り組みを追加すること等について、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第7号）は、1億6,666万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を73億919万9,000円とするもので、主な歳出は、今年8月の豪雨災害復旧費のほか、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第88号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、5,624万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,379万6,000円とするもので、主な歳出は、保険給付費の追加であります。

議案第89号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、3,040万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,754万9,000円とするもので、主な歳出は、介護給付費の追加であります。

議案第90号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、1,978万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億4,271万7,000円とするもので、保険料収入の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

議案第91号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、123万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億489万1,000円とするもので、主な歳出は、給与改定に伴う人件費の追加であります。

議案第92号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額から504万1,000円を減額し、2億4,651万3,000円とするほか、資本的支出の予定額に898万7,000円を追加し、1億8,432万4,000円とするもので、収益的支出については、給与改定及び職員の退職に伴う人件費の補正であり、資本的支出については、

水沢橋橋梁添架管移設工事に伴う実施設計委託費の追加であります。

議案第93号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額に79万5,000円を追加し、4億7,372万7,000円とするもので、給与改定による人件費の追加であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は15議案であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第79号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会勧告に鑑み、条例改正しようとするものでございます。

次ページ以降は、条例の改正文でございます。

秋田県人事委員会は、一般職の職員の給与を平均3.07%引き上げること、期末手当及び勤勉手当の支給率を年間でそれぞれ0.025カ月引き上げること、通勤手当を実態に基づいて引き上げること等を勧告しました。また、人事院勧告に準拠して宿日直手当等の改定についても勧告を行っております。

それでは、このたびの改正内容についてご説明いたします。

第1条をご覧ください。第1条の前段は、通勤手当について、自動車と自動車以外の通勤用具による手当の額を一本化するものでございます。中段は、宿日直手当について、職員の区分に応じて4,400円から2万1,000円の範囲で定められている額を、4,700円から2万3,500円の範囲でそれぞれ増額改定するものでございます。後段は、令和7年12月期の一般職の職員及び再任用職員の期末手当の支給率を0.025カ月、勤勉手当の支

給率を0.025カ月、それぞれ引き上げるものでございます。ページ中ほどからの別表は、引き上げ額の給与表でございます。

10ページほどめくっていただき、第2条をご覧ください。よろしいでしょうか。第2条の前段は、駐車場料金を通勤手当の支給対象に加えるもので、月額5,000円を限度として支給するものでございます。後段は、令和8年の以降の一般職の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.2625カ月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.0625カ月に、再任用職員の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.7125カ月に、勤勉手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.5125カ月にするものでございます。

なお、附則において、適用日を、第1条中、別表第1、別表第3、通勤手当及び宿日直手当については令和7年4月1日と、その他の改正については令和7年12月1日と、第2条については令和8年4月1日とそれぞれ定めております。

説明資料として改正要旨及び新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第80号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号、八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を改定する必要があるため、条例を改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和7年12月期の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和8年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ0.6875カ月とするものでございます。

なお、附則において、適用日をそれぞれ令和7年12月1日、令和8年4月1日と定めております。

説明資料として改正要旨及び新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この知事の給与及び旅費に関する条例一部改正ということで、説明資料、議会のタブレットの説明資料によりますと、知事の報酬アップに伴うというふうなことが載っております。で、この議案の理由には、必要があるからということありますけれども、知事の報酬がアップされれば町長もアップするのか。そういうことではなくて、これはやはり特別職報酬審議会というものを設置するべきではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課

長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

説明資料として提出しました改正要旨につきまして、改正理由の方に「知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に鑑み」ということで記載をしておりますが、あくまでも「鑑み」、参考にしてという意味でございます、連動としてという意味でございませんのでご理解願いたいと思います。

なお、特別職報酬等審議会につきましては、報酬の改定を審議する場所でございます、期末手当等の支給率については検討の対象外となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

説明のこの、まあタブレットの理由によりますと、必要があるからということではちょっと説明になりません。知事の報酬アップに鑑みということ、まあ参考にするということですけども、知事はじゃあどこを参考にするかといえば国を参考にすると思います。で、国は首相、そして閣僚の議員報酬は、これはアップされておられません。返納しております。こういうことを考えますと、やはり特別職の報酬はどういうものなのか、それを町民の中に入れた審議会というものが必要だと思えます。その上で、期末手当に対する答申を受けてここに出されるべきだと思えますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第81号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第81号についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、町議会議員の皆様の期末手当の額を改定する必要があるため、条例改正しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第1条は、令和7年12月期の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げるものでございます。

第2条においては、令和8年度以降の期末手当の支給率を6月期、12月期それぞれ1.7125カ月とするものでございます。

なお、附則において、適用日を令和7年12月1日、令和8年4月1日と定めております。

説明資料として改正要旨及び新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対の討論をいたします。

議員のこの期末手当の報酬については、人事院勧告にももちろん従う根拠はありません。

で、理由として必要があるからということだけでは、ちょっと町民の理解が得られません。

当町の生活実態というのは、高齢化に伴って人口の半分以上がもう高齢化、年金者暮らしであります。その人たちは物価の値上げに対して示された政策が何もなくて、毎日この物価高と戦っております。こういう状況の中で議員報酬の期末手当のアップというのは、町民の理解を得られないということから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第82号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、旅費等の一部改正等に基づき、旅費条例の名称及び内容の全部を改正し、併せて旅費条例を参照する関係条例を一括改正しようとするものでございます。

右側のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

旅費法の改正に基づき、旅費の支給額を従来の定額支給から原則として最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合に要する実費を支給するように改めるものでございます。

続いて附則をご覧ください。

なお、附則において、適用日は令和8年4月1日とするほか、改正前の条例を参照している八峰町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、八峰町公民館条例、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、適用日以後の旅費等について当該条例を参照するように改正するものでございます。このことを定めておりますのが附則の第2項から第11項まででございます。

また、八峰町公聴会、調査等に出頭し、又は参加した者等に関する費用弁償に関する条につきましては、当該条例に規定していた職員又は職員以外のものが町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合の旅費又は他の法令に特別の定めがある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合に旅費を支給することができる旨を、このたびの旅費条例に含めて制定することから、附則の第13項において、これを廃止するものでございます。

説明資料として改正要旨を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第83号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第83号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。児童福祉法等の改正により、虐待に関する通報義務等が創設されたため、関係条例の一部改正をするものでございます。

次ページが改正文となっております。

第1条が八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条が八峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の一括改正となります。

第1条については、第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるもので、第2条については、第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。いずれの改正も虐待対応の強化、施設における職員に対しての虐待、それからその他心身の影響に与える行為を禁止する事項を追加するものでございます。

これらの改正に関する新旧対照表をタブレットに提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 八峰町の子ども園、それから放課後児童クラブで、虐待がどのような場合が虐待となるのか。そういうふうな職員の学習会とか、それから、どういう基準になるのか。そういうのを文書があったら提出してもらいたいと思いますが、一応説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次

長。

○教育次長（山本節雄君） ご質問にお答えいたします。

子ども園及び放課後児童クラブにつきましては、子ども園は園内研修、それから園外研修で研鑽してるところでございます。放課後児童クラブの支援員さんも県の方の研修等で研修してるところでございます。そして、この関係の文書等につきましては当然でございますので、後ほどご提示したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 虐待の禁止事項について書いてありましたけども、一旦虐待が起きた場合の罰則規定のようなものは全然なかったと思いますが、それについてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご質問にお答えいたします。

まず虐待につきましては、虐待事案が発生・確認できた段階で通報という義務がございます。その通報された後で調査・検討、検討というか、された上で事実判明をされて、その後での罰則、そういったものが出てくるものになっておりますので、こちら町の方の今の条例改正の方には出てございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第84号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第84号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、虐待に関する通報義務等の創設及び入所児童の健康診断等の取扱いが変更されたため、所要の改正を行うものでございます。

次のページが改正文となっております。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

次に、第18条第2項を「家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等はそれぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。」と改めるものです。この18条第2項の改正の部分につきましては、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業で使う健康診断と内容が合致すれば、健康診断を行わないことができるということの追加の改正となっております。

この改正に関する新旧対照表等をタブレットに提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第85号、八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第85号、八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられることとなり、その設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次ページから制定の内容となっております。

この条例の制定の経緯につきましては、児童福祉法の改正により、現行の幼児教育・保育給付に加え、新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設されたことから、条例により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

条例の主な制定内容は、1つ目が総則、通則、第1条から第21条まででございます。2つ目が乳児等通園支援事業の区分ということで、一般型乳児等通園支援事業、それから余裕活用型乳児等通園支援事業の区分です。3つ目が一般型乳児等通園支援事業の基準を定めてございます。4つ目が余裕活用型乳児等通園支援事業の基準を定めてございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっといろいろ質問があります。これは、まず保育の、まあ保育所は保育をすることができないということで親の都合によって、親っていうか就労する、保育ができないという理由ですけれども、これはそういう理由ではなくて、どんな理由でも構わない。理由はどうでもいいし、そしてその預ける地域、八峰町以外でも構わない。八峰町以外からここを通過するにあたって、まあ国会でもいろいろ論議されましたけれども、スマホで空いてるところがあれば、ここの保育園が空いてるからここにちょっと申し込むとか、そういうふうな申し込みの方法になっているのではないですか。別に町内のっていう子どもの限定はありません。そのことについてと、それから、まあこれは保育の混乱を招くっていうことは明らかですけれども、保育現場ではどのような声があったのでしょうか。それと、申し込みにあたってどういう状態で、まあ保育園に入るんだったら細々いろいろ対面で聞かれますけれども、アレルギーがあるとか、それから病気を抱え、見た目には分からないけれども病気を抱えてるとか、そういう病歴についてはどういうふうにか把握して受け入れる、こういうことになるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご質問にお答えいたします。

1つ目の、この事業は町内限定ではないのかというお話ですけれども、これについておっしゃるとおりで、誰でも通園という、この乳児等支援事業につきましては誰でも通園制度ということですので、町村問わず利用できる事業でございます。

で、2つ目につきましては、現在保育園の方でどうなのかということですが、この前にご説明、12月1日にご説明したとおり、対象の年齢が3歳未満のお子さんでございまして、利用できる年齢は3歳未満のお子さんでございまして、現在の3歳未満の担当しておる職員については特段問題はございません。ただし、この前お話したとおり、認定子ども園としての入所定員枠等がありますので、その余った部分で町は事業実施したいというところでございます。

あと付け加えますと、ただいまの条例の説明につきましては、これは民間事業者がこの事業を行う場合の基準の設定でございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 民間事業と言いますけれども、対象は、入所するのは認定保育園、2つの認定保育園ということになっております。そして、中身の中に当該一般型乳児通園支援事業を利用している、利用してるです、これを利用している乳幼児の人数、これを利用する人数が3人以下。既に保育をしている保育園の児童ではなくて、これを利用している乳幼児の人数が3人以下。乳幼児ですので、ゼロ歳、1歳、2歳、その子どもたちが3人以下であることということになってます。ということは、なかなかこういうところでは定員に満たない保育園の現状です。で、定員割れは時期的に、特にゼロ、1、2歳は育児休暇、それから産休明けということで入所時期はばらばらであります。で、ばらばらであって、最終的に年度末に定員いっぱいになるか、ならないかということではないかと思えます。で、まあ4月、5月の空きがあるからという状況に、この理由は問いませんので、まあここを通過した時に友達2人、3人で、ちょっとここの保育園空いてるから行こうか、どういうふうな申し込みの方法があるかしらということで、子どもの都合ではなくて、やはり大人の都合によってこれが利用されるということになります。

それと、親子でもこれを利用する。まあ1歳の子どもと一緒にお母さんが、これを見ますと自由に好きなどころを利用できるとあります。保育室、それから乳児室、いろんなところを、ここの設備にあるところを自由に利用できる。して1時間、3時間。1時間300円ということでもありますけれども、先ほど答弁になかった、その病歴とか、それからどのくらい前に申し込むのかとか、そういうところは把握していますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 先ほどの質問一つ忘れまして、すいませんでした。

この事業の運営基準、特に町で行う場合の基準につきましては、まだ国、県の方から示されてございませんので、これから示されましたらそれを確認しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これにちょっと反対をいたします。

まだその一番肝心なところの、そのアレルギーがあるのかとか病歴があるのか、そしてどのくらい前から申し込むのか、そういうところがまだ国の方から示されていないとすれば、これを行うことには非常に危険性が伴います。まして、まあ今現にある保育園、これが必要に応じては3時間保育の場合は給食を与えなければなりません。で、給食も泣きわめく子供に給食を与える。そしてそれに対する専門の職員がつくのかどうなのか。この辺も定員割れをしてるからということで、多分ベテランの園長先生が全て賄うことになると思うんですけれども、そういうふうに非常に保育園が混乱してしまう。そして全部の施設を自由に使えるということはちょっと考えられません。これは国会の中でも議論がありまして、賛成したのは自民党と公明党だけで、あとほかの党全部がこれに反対をしています。これが今あいまいなままにこれを条例として本町が受けるとすれば、これは大変な混乱になると思いますので私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時8分より再開いたします。

午前11時03分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第86号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ご説明いたします。

議案第86号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について。

八峰町議会の議会に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。新たに連携する取り組みの追加等に伴い、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結しようとするものでございます。

次のページ以降が定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書です。

このたびの変更内容をご説明するにあたり、別にタブレットに掲載しております議案第86号説明資料にて説明させていただきます。議案第86号説明資料をお開きください。

提案の経緯についてであります。能代山本定住自立圏は、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、平成27年9月16日に能代市が中心市宣言を行い、同年12月25日に能代市と藤里町、三種町及び八峰町が一对一で定住自立圏の形成に関する協定を締結し、1市3町で形成しています。

このたび新たに連携する取り組みの追加及び国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正並びに字句等の整理に伴い、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結しようとするものでございます。

変更内容につきましては3点であります。1点目は、新たに連携する取り組みの追加です。圏域の労働力不足を解消するため、外国人材の確保に係る取り組みを追加するものであります。2点目は、連携する政策分野の見直しです。これは、国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正に伴い、政策分野の見直しをするものであります。3点目は、字句等の整理をするものでございます。こちらにつきましては、県二次医療圏が見直されたことに伴い、字句等を整理するものであります。

以上の3点の変更内容について協定書の条文等に基づき整理したものが、議案書の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書であります。

議案書の方にお戻りください。

協定書の内容の方をご説明いたします。2段落目から6段落目に変更部分となっておりますので、ご説明いたします。

2段落目の「第3条第3号中「圏域マネジメント能力の強化」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に改める。」につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正に伴い、政策分野の項目を見直しするものでございます。

3段落目の「別表第1の1医療の表アの部中「二次医療圏域である」を削る。」につきましては、本ビジョン策定時、本県の二次医療圏は8つの圏域となっており、能代山本で1つの圏域となっておりましたが、現在は見直しされ、県北、県央、県南の3つの圏域となっていることから字句を整理するものでございます。

4段落目の「別表第1の4産業振興の表に次のように加える。」につきましては、圏域の労働力不足を解消するため、新たに外国人材の確保を連携する取り組みを追加するものでございます。これまでの表に「オ 外国人材の確保」を追加し、取り組みの内容として「圏域の労働力不足を解消するため、新たに外国人材を雇用する圏域企業への支援を行う。」を、甲の役割として「乙と連携・協力して、新たに外国人材を雇用する圏域企業に対する必要な支援を行う。」を、乙の役割として「甲と連携・協力して、新たに外国人材を雇用する圏域企業に対する必要な支援を行う。」を追加するものでございます。

5段落目の「別表第3の見出し中「圏域マネジメント能力の強化」を「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」に改める。」につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱の一部改正に伴い、政策分野の項目を見直しするものでございます。

6段落目の「別表第3の1圏域内市町の職員等の交流の表中「職員の圏域マネジメント能力」を「資源制約に対応するため、職員の圏域マネジメント能力」に改める。」につきましては、国の定住自立圏構想要綱の一部改正に伴い、圏域市町職員の交流合同研修会の取り組みに係る甲である能代市の役割について、資源制限に対応するための視点を加えるものでございます。

次に、締結日についてであります。空欄としております。本議案につきましては、定住自立圏を構成する1市3町それぞれが今12月議会定例会に提案しており、議会の議決を経た後、首長の日程を調整し、締結することとしているためでございます。

なお、ただいま私が説明しました内容につきましては、先ほどタブレットでお開きいただきました議案第86号説明資料中「協定書中変更部分に係る説明」に記載しており、また、定住自立圏の形成に関する協定書の全文の対象表もタブレットに議案第86号参考資料として掲載しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 資源制約の意味は何となく推測はできるんですけど、もうちょっと分かりやすく具体的に説明していただけないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

資源制約の部分でございますけれども、一般的にはビジネスだったり、プロジェクト関係であれば、遂行に必要な時間、資金、人材とか材料などの資源を指す場合がよくあります。ただ、この定住自立圏推進要綱の文中を参照していきますと、こちらの方の定義では、人口減少や少子化に伴うインフラの老朽化、人手不足といった地域が直面する課題を指しているというような内容になってございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はちょっと不明確な点がいろいろあります。これ、能代市と協定するというところで、まあほとんど企業が雇用するのは能代市が多いんでないかと思うんですけども、まあ現にも今、八峰町でも事業所で雇用してるところが2カ所ある、私のあれでは2カ所かな、あると思うんですけども、これに対して、この事業者に対してどう支援するというところで、定住するための町の支援っていうか、まあ我々も研修でいろいろ見てきましたけれども、やはり定住させるための町の施策、これは企業に対するだけの支援ということですけども、これに伴って当然町もやらなくていけないと思うんですけども、何かこう能代市の方に全部持って行って支援を町の方でもやるような感じになってしまうのではないかなと思うんですけども、その辺はどういうふうに区分されるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の今質問の部分というのは、とりわけ外国人材の確保についてのことだというふうに思って回答するんですけども、こちらの方ですけども、それぞれの市町村、村

はないな、市町において自分方のまちにある企業が外国人材を雇用した際に補助するものであって、能代市での会社で外国人材を雇用したから八峰町の予算がそちらの方に使われるといったたぐいのものではございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 外国人労働者を、今までベトナム人とかおりました。石川地区に5人、宿舎に入って。地域ともかなり仲良く暮らして、私たちともちょっと交流したことがあるんですけども、ただその人たちは定住じゃないんですよ。もう何というか、就労支援の方から、企業の方から雇い、全国津々浦々点々として、石川にいた人たちは北海道、それから宮城、漬物屋とかコンニャク屋とか、いろんなところに2年、3年っていう計画で雇われて全国を点々としています。とても定住という中身じゃないんですけども、これ、この人たちを定住させるための計画ということになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

定住自立圏としての取り組みですので、どうしても定住というイメージが付きまとうかとは思いますが、こちらの方の今回の追加する項目の取り組み内容を見ていただければ分かりますとおり、労働力不足を解消するために外国人材を雇用するというのを目的としているものであります。ですので、まず助成の対象につきましても、例えば外国人材を新規雇用するための人材紹介料だとか、日本へ来るための渡航費、あと在留資格の手続きに要する手数料等を想定した内容となるものというふうに考えております。また、在留資格につきましても、能代市の方では規定を設けているようで、まず技術、人文知識、国際業務というものか、特定技能というふうに定義付けしておりますので、そちらの方につきましても本町のものと見合うものかどうかというものは検討していく必要があるかと思えます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 労働力不足のために外国人に来ていただいて、それを賄うということですが、まあそういう外国人を雇用すると企業が支援を受けられる。こうなるとですよ、例えば、極端に言うと地域の日本人を雇用しないで外国人頼りになって、外国人を雇用して、そして町からの支援を受けるということも考えられると思うんですね。私はこの支援というのはどういう支援か分かりませんが、地域の間人を雇用しないで外国

人を雇用すると、町から何らかの支援を受ける。こういうことにも繋がっていくんではないかと、そういう危険があるわけですね。もう少し詳しいですね、そういう決まり、規則、そういうものをしっかり確立する、そういうべきではないかというふうに思うんです。いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

こちらの方の決まりですけれども、まず能代市のやっている事業をまず横展開するというので、大枠の方考えております。こちらの方は1市3町での取り組みということで考えているんですけれども、この外国人材の受け入れに関する助成をする内容につきましては、それぞれの町村で、その能代市の例規等を参考に、例規といいますか要綱を参考にしながら、町の実際の状況に合った内容で制定することが可能というふうに考えておりますので、こちらの方は要綱を作る際に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 定住自立圏構想というのは、これ国が定めたものに基づいて策定したものであるということを私は知らなかったんですけども、内容も全体を見たわけではないんですが、定住自立圏構想というよりは経済自立圏構想という内容になってるんじゃないかなと思うんですが、定住に関する規定もちゃんと書いてあるわけですよ。その定住に関する、この圏域の政策っていうのがちょっとよく分からないんですが、具体的にどういうものがあるか教えていただけませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

定住自立圏、まず定義的なものを申し上げます。定住自立圏の協定は、中心地宣言を行った一つの中心市とその近隣にある市町村が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて規定する事項を定める規定であって、それぞれ市町村において、その締結又は変更にあたっては議会の議決を経るというものであるんですけれども、この場合において、近隣の市町村であっても定住自立圏協定を締結するのは中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとするというこ

とが書かれております。

で、人口の、この最初のこの必要な生活機能の確保に向けて規定する事項というのが3つございます。そちらの規定する事項についてが、ちょっとタブレットの新旧対照表の方をちょっと今飛ばしますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

こちらの方の第3条に書かれているところに、該当する取り組みにおける甲乙の役割は別表1から別表3までとするということも書いてるんですが、ここのところ書いている(1)から(3)、こちらの方が定住自立圏の推進要綱に記載されている内容でございます。

その内容をさらに具体化して推進要綱に記載されているものが、次の、この説明資料の2ページ目の別表の第1(第3条関係)って書いているところなんですけれども、まず1つ目は分野的に医療です。で、次に福祉です。また教育です。というような形で、国の方の自立圏の方で、こういった分野で協定を行いますということが要綱で示されておりますので、その要綱で示されている内容を1市3町で、何というか、無理矢理新しいものを作るというよりも、既に各それぞれの市・町で取り組んでいるものを公倍数的に集約させて作った計画という意味合いが強い計画となっております。

以上です。

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第87号、令和7年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第87号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,666万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億919万9,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条、地方債の変更につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございますが、年度内に支出が終わらない見込みの事業や、県事業の繰り越しに伴う事業につきまして、繰越明許費を設定するもので、水沢橋橋梁補修事業、急傾斜地崩壊対策事業のほか、令和7年8月豪雨災害に伴う公共土木施設及び農林水産業施設の災害対応事業の合計4事業でございます。

5ページをお開きください。

第3表、地方債補正の変更でございますが、ハタハタ館整備事業につきましては合併特例債を、水沢橋橋梁補修事業につきましては過疎債をそれぞれ減額し、農地農業用施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業につきましては災害復旧事業債を充当するものでございます。

9ページ・10ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず、歳入をご説明いたします。

11款地方交付税につきましては、補正予算の財源として5,582万6,000円を追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1目社会福祉費負担金につきましては、事業費の確定により、1つ目の国民健康保険基盤安定負担金から4つ目の国民健康保険未就学児均等割保険税負担金まで、それぞれの金額を追加するものでございます。

次の3目災害復旧費国庫負担金につきましては、令和7年8月豪雨による災害復旧事業の財源として、1節農地農業用施設災害復旧事業費補助金151万8,000円と、2節公共土木施設災害復旧費負担金3,985万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修を行うための財源として、介護保険事業費補助金82万4,000円を追加するものでございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、給与改定に伴う放課後児童クラブ支援員の人件費の財源として、子ども・子育て支援交付金89万8,000円を追加するものでございます。

11ページ・12ページをお開きください。

16款県支出金1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金につきましては、先ほど国庫支出金のところでもご説明しましたが、事業費の確定により、1つ目の国民健康保険基盤安定負担金から4つ目の国民健康保険未就学児均等割保険税負担金まで、それぞれの金額をそれぞれ減額又は追加するものでございます。

次に、16款県支出金2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金につきましては、福祉医療費の財源として、医療給付費補助金290万円を追加するもので、次の2節児童福祉費補助金につきましては、先ほど国庫支出金のところでもご説明いたしましたが、給与改定に伴う放課後児童クラブ支援員の人件費の財源として、放課後児童健全育成事業費補助金89万8,000円を追加するものでございます。

次に、16款3項1目総務費委託金5節統計調査費委託金につきましては、国勢調査事業の財源として、国勢調査交付金80万8,000円を追加するものでございます。

次に、19款繰入金1項2目自然再生基金繰入金につきましては、オフセット・クレジット推進事業の人件費の財源として29万3,000円を追加するものでございます。

次の3目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、赤ちゃん誕生祝金支給事業の財源として170万円を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

19款1項4目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、給与改定に伴う森林環境譲与税事業の人件費の財源として12万3,000円を追加するものでございます。

次に、20款繰越金につきましては、補正予算の財源として3,404万円を追加するものでございます。

次に、22款町債1項4目商工債1節観光施設整備事業債につきましては、ハタハタ館整備事業の実績確定分の合併特例債330万円を減額するものでございます。

次の5目土木債3節橋梁整備事業債は、水沢橋橋梁補修事業について、補修から撤去に変更することにより過疎債が対象外となることから、1,930万円を追加するものでございます。

次の8目災害復旧事業債につきましては、令和7年8月豪雨の災害復旧事業の財源として、1節農林水産業施設災害復旧事業債130万円と、2節公共土木施設災害復旧事業債1,980万円をそれぞれ追加するものでございます。

15ページ・16ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

補正予算のうち、人件費関係につきましては、秋田県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴うものが主な補正内容でございますので、説明は省略させていただきます。

1款議会費は、人件費関係でございますので説明を省略し、次の17ページ・18ページをお開きください。

2款総務費1項4目及び5目は、人件費関係ですので説明を省略します。

6目企画費10節需用費につきましては、水沢橋の通行止めに伴い迂回対応している巡回バスの時刻表を再編するため、時刻表作成のための印刷製本費34万4,000円を追加するもので、次の13節使用料及び賃借料につきましては、巡回バスが定員超過したことにより秋北タクシーで対応したため、今後不足が見込まれる分として5万円を追加するものでございます。

次の7目電子計算費のうち、18節負担金、補助及び交付金につきましては、自治体情報システムの標準化に伴う総合収納システム改修経費として、町村電算システム共同事業組合に対して支払う負担金89万5,000円を追加するものでございます。

19ページ・20ページをお開きください。

2款総務費2項徴税费2目賦課徴收费の18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和8年度から運用を予定している軽自動車税の申告手続きのオンライン化に伴うシステム改修経費として、町村電算システム共同事業組合に支払う負担金55万円を追加するものでございます。

21ページ・22ページをお開きください。

2款総務費5項2目指定統計費7節報償費につきましては、国から国勢調査員の単価

が示されたことから、不足となる国勢調査調査員と国勢調査指導員に対する報償費、合わせて80万8,000円を追加するものでございます。

次に、3款民生費1項2目老人福祉費12節委託料につきましては、見守り事業の利用者が増加していることから、今後不足が見込まれる分として、ひとり暮らし老人等見守り事業委託料19万1,000円を追加するものでございます。

次の3目障害福祉費11節役務費につきましては、自立支援給付費及び障害児者通所給付費の増加に伴う審査支払手数料として4万8,000円を追加するもので、19節扶助費のうち、自立支援給付費は、町内のアルス寮の閉鎖に伴い、自立支援利用者が増える見込みであることから3,568万8,000円を追加し、また、障害児通所給付費は、新規の利用者が増えることから178万円を追加するものでございます。

次の4目医療給付費19節扶助費につきましては、福祉医療費が増加していることから613万6,000円を追加するものでございます。

次の5目国民健康保険費のうち、一番下の27節繰出金は、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出すものですが、次の23ページ・24ページをお開きください。内訳として、1つ目は、標準化システム対応に伴う資格確認書のレイアウト変更による印刷製本に係る職員給与費等繰出金であり、2つ目から4つ目までは、それぞれ事業費の確定による追加や減額で、4つの合計で60万2,000円を追加するものでございます。

次に、6目介護保険費のうち、一番最後の18節負担金、補助及び交付金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステムを改修するため、町村電算システム共同事業組合に支払う負担金164万9,000円を追加するものでございます。

次の7目後期高齢者医療費のうち、一番最後の18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和6年度の療養給付費が確定したことにより、一般会計が追加で負担する過年度分の療養給付費負担金332万9,000円を追加するものでございます。

25ページ・26ページをお開きください。

3款民生費2項2目子育て支援費7節報償費につきましては、子育て世帯の経済的支援を拡充することにより子育て環境を充実させるため、誕生祝金170万円を追加するものでございます。

27ページ・28ページをお開きください。

4款衛生費1項2目予防費17節備品購入費につきましては、健康管理システムの標準化システムへの切り替えにより、町村電算システム共同事業組合から端末を更新する

方針が示されたことから、パソコン購入経費として152万8,000円を追加するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費のうち、18節負担金、補助及び交付金につきましては、収入保険の加入者が増加したことから、農業経営収入保険等加入促進事業費補助金4万5,000円を追加するものでございます。

次に、8目鳥獣被害対策事業費7節報償費につきましては、クマの出没件数の増加により捕獲や緊急駆除活動の報償費が不足することから、有害鳥獣駆除報償費241万4,000円を追加し、次の29ページ・30ページをお開きいただいて、サルについては、当初見込んだ捕獲頭数から実績が増えていることから、猿害対策関係報償費4万3,000円を追加するものでございます。

次の10目都市農村交流事業費10節需用費につきましては、3つの都市農村交流施設の燃料費と光熱水費の増加に伴い、合わせて26万5,000円を追加するものでございます。少し飛んでいただいて33ページ・34ページをお開きください。

7款商工費1項3目観光費のうち、13節使用料及び賃借料につきましては、今年度に入り、国の補助事業の追加によりコピー使用料が増加していることから、今後不足が見込まれる経費として25万3,000円を追加するものでございます。

次の5目ハタハタ館管理費14節工事請負費につきましては、実績減によるハタハタ館改修工事350万円を減額するほか、消防署の法定点検により指摘を受けた自動火災報知設備受信機を更新するため、300万円を追加するものでございます。

また、17節備品購入費につきましては、クマの出没により室内の健康増進の場としてトレーニングルームを再開することとし、その運動器具を購入するため、350万円を追加するものでございます。

35ページ・36ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費の1目と2目は省略し、3目橋梁維持費の12節委託料は、現在通行止めとなっている水沢橋について、補修することとしておりましたが、多額の経費がかかることから撤去へ計画変更することとしたもので、設計業務委託料に1,000万円を追加し、14節工事請負費につきましては、既に計上している水沢橋橋梁補修工事4,500万円を全額減額するものでございます。

また、21節補償、補填及び賠償金につきましては、水沢橋に添架している上水道管を隣接する下水道管橋に移転することとなるため、公営企業会計に対する補償金3,500

万円を追加するものでございます。

少し飛んでいただいて45ページ・46ページをお開きください。

10款教育費5項6目秋田県自然体験活動センター管理費のうち、10節需用費につきましては、結露防止による冷温水発生装置の稼働増により燃料費と光熱水費に不足が見込まれることから、合わせて78万3,000円を追加するものでございます。

次に、10款教育費6項2目学校給食共同調理場運営費ですが、次の47ページ・48ページを開いていただいて、10節需用費につきましては、米の価格増により今後不足が見込まれる学校給食の賄材料費として、59万1,000円を追加するものでございます。

また、17節備品購入費につきましては、学校給食センターに設置している自動で食材をカッティングするフードスライサーが故障しているため、その購入経費として220万円を追加するものでございます。

次に、11款災害復旧費1項1目公共土木施設災害復旧費14節工事請負費につきましては、今年8月の豪雨による公共土木施設の災害復旧工事として7,169万7,000円を追加するものでございます。

49ページ・50ページをお開きください。

11款2項2目農地農業用施設災害復旧費につきましても、8月豪雨による農地・農業用施設の災害復旧工事として364万4,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

午前 1 1 時 5 1 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど令和7年度八峰町一般会計補正予算について説明を受けたところでございますが、これについて副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 先ほど議案第87号の令和7年度一般会計補正予算の説明の中で、歳入の22款町債の5目土木債3目橋梁整備事業債の説明のところ、ページでいき

ますと13ページ・14ページになるわけですけれども、1,930万円の「減額」とするところを「追加」と説明してしまいました。正しくは1,930万円の「減額」でございますので訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 33ページの商工費5目のハタハタ館管理費のトレーニング機器の購入について伺いたいと思います。

以前もですね、ハタハタ館にはトレーニングルームがありました。老朽化に伴いですね、使用者が大変少ないということで廃止になったと記憶をしております。まあクマの出没によってウォーキングもできないということで、これを計画されたんでしょうけども、私には非常に安易な発想だなと思うところがあります。もしクマの出没がおさまったらどうなるんでしょうか。以前のように利用者がなくなって、また廃止というようなことにもなりかねないなと思っております。

また一つ加えて言いますと、ハタハタ館のシングルルームもそうです。非常に宿泊施設が能代で不足しているということで始めたんでしょうけども、新しいホテルが建ちました。で、またもう一つ新しいホテルもできる予定となっております。そうすると、事業もですね中国木材、風力ともに落ち着いてきている状況の中でですね、果たしてハタハタ館まで宿泊客が来るのかということで、私はどちらとも非常に安易な発想だなと思っております。まあ能代ではアリナスを開放してウォーキングとか皆さんやってるらしいですけども、ハタハタ館は狭い空間でトレーニングルームですので、あくまでも、それを考えますと非常に安易な発想だなと思いますが、その見解を一つと、あと、使用料はどのように想定しているのかという2点についてお伺いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館に今回取り入れるトレーニング機器につきましては、クマの出没等がありまして室内で安全に運動できる環境をつくりたいということで計画したものですけれども、議員おっしゃりますとおり、過去にもトレーニングルームございました。ただ今回は、当時のような専門的な器具は予定しておりません。あくまでもハタハタ館の健康増進というような利用目的に鑑みまして、ウォーキングマシーンですとかエアロバイクの

ような、幅広い年代の方から気軽に利用いただけるようなものを想定しております。

使用料につきましては、前までは一般400円いただいておりますけれども、設備の内容等もだいぶその当時から比べますと小さいものですので、200円程度いただければなどというような想定しております。

それから、シングルルームの宿泊に関してですけれども、実際にはやはり議員おっしゃいますとおり、昨年、オープン当時の稼働率までは届いておりませんが、ハタハタ館の方で各、能代市、町内も含めまして営業の方を積極的に取り組んでおります。この後、何度もそういった営業活動を強化しまして、誘客、利用者の増加を目指してまいりますと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございますか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私はですね、クマの出没によってその運動不足の、町民の運動不足を解消するためのトレーニング施設であるならば、八峰町民ということであれば無料でいいんじゃないかと思えますよ。200円の使用料と風呂、汗かいた後、風呂入ったら900円ですもんね。それで、無料、八峰町内の住民だというあれが取れば無料にしていいと思えますが、その辺はどう思いますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私先ほどの答弁の中で200円と申しあげましたところは、入浴をしないお客様の場合という意味でございます。したがって、入浴されるお客様は無料でという方向で考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑、堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、私から補足でありますけれども、町民向け無料というところでありまして、それもひとつ大事な考えだなというふうに今思っております。したがって、今現状では想定している電気代分というような形で200円というような設定でいいかなと、今、事務方では考えておりますけれども、町民向けであれば、クマ対策ということで、そこは無料というところも含めてですね、今後検討していきたいと思っております。

また、アリナスの上のウォーキングのスペースですけども、あそこも3月いっぱい

では無料ということで考えていただいております。当町としましても、そういった目的であればですね、議員おっしゃるような町民向けは無料でいいんじゃないかというようなどころもですね含めて、今後しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 是非ですねクマの出没がおさまるまでは、町民は無料ということで検討していただきたいと思います。

議長、もう一つ次の質問いいですか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○1番（笠原吉範君） 次はですね、水沢橋の関係でございます。

水沢橋の解体をするけども新しくは建てないという先ほどの説明でありましたけども、確か私の記憶ではバイパスの構想もちょっとあるようなんですが、それも含めてですね、住民にはちゃんと説明をしなきゃいけないのではないかなと思っております。ここで解体の費用を可決して住民が知らないまに解体されたとなったら、これはもう大変なことです。是非、水沢地区の住民に対する説明会をしていただきたいと要望いたしますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水沢橋撤去に関する地区住民の説明会につきましては、水沢・目名湯の総代、それぞれに確認して、どの範囲で説明会を開催すればいいか伺ったところ、水沢の方からはウトウ坂下地区を含む水沢上地区で、目名湯総代の方からは萩ノ台地区でいいということでしたので、水沢上、ウトウ坂下を含む水沢上地区では11月17日に、萩ノ台地区では11月18日にそれぞれ説明会を行って、水沢上地区では8名、萩ノ台地区では14名の参加がありました。いずれ参加者からですが、除雪の対応、まあ橋がなくなった場合の除雪の対応とか巡回バスの運行計画等について質問がありましたけども、概ね撤去という町の方針については理解が得られたものと考えております。

地区説明会以外の地域の方々については、今後、町広報等を通じて周知していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） そのバイパスに関連しまして、そのバイパスの構想については動きはあるのでしょうか。最後になりますがお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

バイパスというのは、萩ノ台踏切の改良と、萩ノ台踏切から国道までの道路の拡幅改良ということで、これについては、現在、令和8年度の予算に向けて、用地測量やら詳細設計、あとはJRさんの方と一種化に向けた協議の方に取り組んでいる状況ですので、まあ国の方に予算要求しながら順次進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 26ページの誕生祝金についてお伺いします。

この誕生祝金、さきの全員協議会でいろんな意見が出ました。で、今ここに議案として上がってますが、町側から説明があったそのとおりなんでしょうか。あの全協のとこちらのこの内容で、ここに議案として出したんでしょうか。副町長どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 全員協議会でご説明したあの内容で予算措置しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） いろんな意見が出たんですね、全員協議会で。それで、その内容をですよ、あのぐらい意見が出た中で、一つの修正もなく、一つの意見も取り入れることなく、そのまんまこの議案として出してきた。全員協議会で協議する必要なんかないんですね、そうであれば。全員協議会でやはり議会の議員の意見をそれぞれ聞いて、やはりいいところが一つでもあればそれを取り入れて、そしてこの議案として提出するというのは分かるんですが、ただしゃべらせておいて、はい、それまでよということではですね、全協のその意味も全然一つもないわけです。いろんな意見が出ましたよ。町長、取り入れるようなそんな考え方、一つもなかったんですかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員おっしゃるとおりですね、様々なご意見を全協ではいた

だいたところでございます。それをもってですね、実は、まあ事務方と我々も含めてですね、どういったやり方があるかというところを少し考えたところでございますけども、やはり事務の繁雑化とかですね、やはりお祝いだっていうところを前面に出していきますと、今の制度でいきいたいなというようなところを改めて我々としての考えが固まっておりますね、今回の議会に提案したところでございます。

いずれですね、5年ぐらいに分けてとか、いろんなご意見いただいたところでございますけれども、まずはですね、これの形で進めていきいたいなと思っております。

そしてまた、全協の時も説明いたしましたけども、1年の居住というところがあるという条件をつけてますんで、少なくともですね、引っ越ししてきてお金もらって出ていくってようなことは考えられないなというところも意見として出ましたんで、そういったところも含めてですね、全協と同じような提案というふうになっております。どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） この事業はですね、やはり移住・定住を目的とした事業ではないかと思うんですね。八峰町に長く住んでもらう、多く住んでもらう、定住してもらう、移住してもらおうというそういう事業ではないかと思うんですよ。笠原議員が100万円にしろという話もありました。それもやはり移住してもらおうという考え方からだと思うんですね。そういう観点からいけばですよ、1年というのは非常に短い。やはり3年、5年とかですね、そういうスパンの中でこの町に住んでもらうと、そしてお金をちゃんとあげるというような形ですね、そういう事業であってほしいと思うんですね。

ところが、まあその門脇議員のように、お金をあげたから子どもが生まれるということでもない。そのとおりであるんですけども、でも移住・定住を考えれば、やはりスパンをもう少し長くして、そして補助金を出すというような考え方になってもよかったですのではないかなというふうに思うんです。その辺のところどうぞ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 移住・定住というところも実は全協の時にも私も申し上げたんですけども、そういった目的は当然つくんですが、まあ本来の一番の目的はですね、やはりお祝いというようなところでございます。

それで50万円の話をしみますと、第3子以降ですので、少なくとも、もう1子目、2

子目は生まれて、当然ながらその間ずっとこの八峰町内にいらっしゃるといふようなところを想定しておりますので、10万円というところは第1子にはありますけれども、その50万円の議論をしますと、やはり3子以降ですので、少なくともだいぶ八峰町に住んでいらっしゃる方だろうというふうに思っております。そういった意味で、移住・定住とか後からつく目的ではありますけれども、本来の目的はやはりお祝いだということでご理解いただければなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと何点かあるんですけど、まず一つ、先ほど笠原議員の方からも出されましたけれども、36ページの委託料、水沢橋橋梁補修設計となっておりますけれども、これ廃止するっていうことの設計の委託料なんではないでしょうか。私はですね、まあバイパスの話も出ましたけれども、そこに小・中学生の子どもさんがおらないのかどうなのかは分かりませんが、まあこれから子どもさんが生まれるとしても、その八峰中のスクールバスの範囲になってるのか。小学校の送迎の範囲になっているのか。それと、それから診療所に行ったり、それから水沢駅を利用するにしても、国道7号線を通っていかなければならないっていうことは非常に危険だと思うんです。で、そこに本当にまるっきり撤去していいのかどうなのか。仮に自転車でも通れるよう、歩けるようなそういう方法はできないものなのか。住民との話し合いもあるでしょうけれども、まあ現に住民の中に小・中学生がいなくて子どもがいなければそういう話題にはならないと思うんですけども、今後のこと考えればどのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

委託料の件ですけれども、町としては当初補修ということで考えて、令和7年度に委託料の予算を計上し、詳細設計を発注したところ、基礎部分の状態が思わしくないということで詳細な検討をした結果、廃止ということで方向性を決めたところなんです。ですので、今までは修繕のための委託料でしたので、今度は廃止のための詳細設計を組まなければいけないということで1,000万円を追加して、廃止の方の委託料ということで今回計上をさせていただきました。

あと、小・中学生のスクールバスの件ですけれども、小学生だと思いますが、いずれスクールバスはこちらの方に来られて利用している状況を確認はしております。あと、診

療所とか101号を使って能代の方に行くということですが、まあ現状、あの踏切は軽自動車であれば国道の方に抜けるような状態です。ですが普通車抜けられないので、萩ノ台地区の方は目名湯をかかって101号に抜け、能代方面に向かうということになっております。まあそれですので、踏切を三種でなくて一種の方に変更して国道までの道路を拡幅するというので地区の方には説明し、理解を得られたということで考えております。そうなるまではもう少し時間はかかりますけども、いずれ普通車も通れるような踏切・道路にしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 見上議員、さっき7号線って言いましたけど、国道101号線ですので。

ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどの件は地域の方々とよく相談していただきたいと思えます。

18ページの巡回バスの定員オーバーになった件につきまして、18ページに載っておりますけれども、私もそのことを聞いてますが、まあ乗れなくなったってことで非常に焦りますよね。あれ、あふれたってことで。で、それで周りの人たちももう心配して、まあすぐバスが、臨時の町のバスが来るってことですけれども、そういう場合ですね、どのくらい待ち時間があつたのか、そのあふれてしまった人に対して。で、どのように対処したのか。その辺のところを、まあ今後またこういうことがあるとすれば、どこの時点で見極めるのか。その辺のところをお聞きしたいと思えます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

このたびの乗車定員超過の分につきましてですけれども、こちらの方は、もともとそういう事態になった場合は秋北タクシーさんの方ですぐに手配をするというような取り決めを交わしております。ですので、実際満車になって次のバス停でいつも乗るような方がいるところであれば、秋北タクシーさんの運転手さんの方から秋北タクシーさんの方に連絡を事前に行くことにもなっているんですが、たまたま普段乗らない方が乗った場合につきましては、それ相応の15分程度は待ち時間が必要になるものと考えております。

あと、この件についてなんですけれども、先ほども申し上げたんですけれども、今後もうこういったケースが多々考えられますので、その際の予算としまして今回補正させていただいたということです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 出産祝金について伺いますけれども、先ほどの町長の答弁の、単なる、単なるっていうか、祝金ということであれば、私が受け取る範囲内では単なる祝金というような考え方に基づいた発言だと思うんですよ。ということであれば、別に1子、2子、3子、差をつけてですね支給するというようなことをしなくても一律に支給した方がいいと思うんですが、町長もう一度考えを伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど申し上げましたように、お祝いがまず第一だということと、やはり第2子、第3子となってきますと当然ながら子育てにも相当のお金がかかるというようなところで、そうした子育て支援というところも含めてですね、第3子は50万円というような形にさせていただいたところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） そうするとですね、例えば1人しか産まない人もいるわけだね。1人より必要としないだね。そうなった場合、その家族、家族っていうか、その子どもに対しては10万円ですね。そうすると、2人生んだ人はまず30万円、3人産んだ人は50万円ということであれば、やはりあまりにも差がありすぎると思うんですよ。それよりやはりこれまでどおり一律にして、金額が低かったあれだったら、低かったら上乘せしてやはりするというような考え方が私は一番妥当だと思うんですが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 具体的な金額の提示はございませんでしたけども、いずれ第1子目から50万円とかいうようなことになりますとですね、当然ながら町当局の財政状況もありますんで、そういった段階を踏んでですね、10万円、30万円、50万円というような形にさせていただいたところでございます。いずれこれが最終地点だとは思っておりませんので、まあそういった議員の意見も踏まえながら、今後この制度の在り方についてもしっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。
- 10番（門脇直樹君） 28ページの有害鳥獣駆除報償費、今回異常なクマの出没で、猟友会の協力を得てね、本当に猟友会の皆さんには難儀をかけてると思います。鈴木知事の発案で自衛隊まで要請をいたしまして、いち早く八峰町にも来ていただきました。この報償費なんですが、猟友会の皆さんは満足とまではいかななくても、納得していただいているのか。あと、職員ですね、担当の職員。大変、クマ対策だけでなく、クレーム対応も含めてね大変難儀してると思うんですよ。こういう特例なね一極集中の場合の職員の配置とか、もうちょっと負担の軽減をしてやるとか、何かそういう対応はないものか。その辺、町長答弁もらえますか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。
- 農林水産課長（堀内和人君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。
- まず猟友会の報償費関係でございますが、今のところ猟友会員の皆様からは安いという話はいただいておらないところでございます。まあ明後日の一般質問答弁にもございますが、ここら能代山本郡内では、まず八峰町は高い方に位置しておりますので、今のところは猟友会の皆様からは料金安いという話はまだ出ていないところでございます。
- 議長（皆川鉄也君） 堀内町長。
- 町長（堀内満也君） もう一点目の方でございますけれども、まあ当町に対しましてはクマへのクレームというか、そういったところは1件ぐらいしか来てなくてですね、そのクレーム対応に難儀してるというようなところはございませんけれども、確かに先ほども課長も言いましたけれども、相当にですねクマの量も増えておまして、目撃情報だったり、それへの対応、あるいは猟友会との調整とか、大変担当職員は難儀しているところでございます。しかしですね、ほかの、そこに増員となると、またほかの違う課から職員を連れてきてというような形になりますので、そうなるとほかのところはですね、またこううまく業務が回らないといったところもあります。したがって、議員おっしゃるような増員とまではいっておりませんが、ただ、いずれこのままではよくないというところ、私も副町長もそこは認識しているところでございますので、また来年以降ですね、こういったクマの騒動というか、突然こう大量に出てきてですね、そういった状況になればですね、また改めてその増員というところは違う角度でちょっと考えていきたいなと思っております。

ちよっとうまい答弁であったか分かりませんが、すいません。以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 例えばですね、豪雨災害。災害があれば、防災まちづくりとか総務の方に集中して、その職員ばかりが難儀をする。クマ対策になれば農林水産課の担当職員ばかり難儀する。そういう何ていうかな、特例的な集中した事案がある場合はね、もう少し職員を増員しろとかそういう話ではなくね、もうちょっと何かしらの協力体制ができるような職員間の何かしらのやりとりができないものかと思って今聞いているんですが、一般質問の答弁にかぶらない程度で町長よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご配慮ありがとうございます。

確かに豪雨災害とか今回のクマのような、まあクマも災害だと思っておりますけども、こういったところの対応というのは、やはり突然来ますので、なかなかこう職員の対応というのも本当に大変なところがございます。議員のご提案のですね、おそらく、まあ災害の時には農林とか建設が相当に大変になってきますので、そういったところへの職員の異動はないにせよ、ちょっと部分的な業務を持ってもらうとかですね、違う課に持ってもらうとか、そういったイメージだというふうに思っております。そういったことがですね今後できるような体制づくりというのも、まあ我々幹部職員もですね、しっかりと肝に銘じて今後行政運営していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 22ページの社会福祉費の委託料について伺います。

説明では、高齢化に伴って委託するということの説明だったと思うんですけども、どのようなところに委託して、どういうふうに現状がこういうことで変えられたっていうことの説明がありませんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご質問にお答えします。

委託料が増えたこととその内容についてでございますけれども、委託先につきましては、町の社会福祉協議会の方に委託しております。見回り1件につき2,000円というような形でお支払いしております。現在のところ、昨年度までは五十数名のご利用で

あったものが、今年度に入りまして六十数名と増えてきており、その対応件数もその高齢者等の状況に応じて週1回から3回というふうに増やしておりますので、その関係で事業費が増えたということになっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

先ほど特別職、それから議員の報酬の一時金、期末手当に対する内容が盛り込まれましたので、私はこれに反対してますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第88号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第88号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,379万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

6・7ページ目をお願いいたします。

歳入、4款1目保健給付費交付金1節普通交付金5,616万3,000円の追加補正につきましては、療養給付費や高額療養費などの増加に伴う交付金の増額であります。

6款1項1目一般会計繰入金60万2,000円の追加補正につきましては、1節の保険基金安定繰入金保険税軽減分から未就学児均等割保険税繰入金まで、いずれも事業費の確定に伴う歳入の追加と減額補正となっております。これらの額につきましては、先ほど副町長からご説明いただいた一般会計の歳入及び繰出金と連動しているものでございます。

次の7款1項1目前年度繰越金51万9,000円の減額補正につきましては、歳入歳出調整のためのものとなっております。

8・9ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目18節負担金、補助及び交付金、負担金8万3,000円につきましては、副町長のご説明にも先ほどありましたけれども、資格確認証の台紙を電算組合が一括購入したものに対する負担金となっております。

次に、2款2項1目療養給付費18節療養給付費負担金3,972万9,000円と、次の2項1目高額療養費18節高額療養費1,643万4,000円につきましては、例年より重大疾病にかかる療養費が多額であったということなどの事情により追加補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第89号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊地俊平君) ご説明いたします。

議案第89号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,754万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

6・7ページ目をお願いいたします。

歳入についてでありますけれども、8款1項1目繰越金に3,040万5,000円を歳入歳出調整のため追加補正するものでございます。

次の8・9ページ目をお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目地域密着型介護サービス給付費586万8,000円につきましては、グループホームの利用者増加によるものでございます。同じく5目施設介護サービス給付費1,986万3,000円につきましては、特養施設や介護医療院の利用者の増加に伴うものでございます。次の8目居宅介護住宅改修費42万8,000円、9目の居宅介護サービス計画給付費328万1,000円につきましても、要介護認定者の増加により住宅改修、ケアプランの給付実績見込額がそれぞれ増加が見込まれることから追加補正するものでございます。

次の2款2項介護予防サービス等諸費5目介護予防費福祉用具費購入費なんですけれども、18万1,000円、6目介護予防住宅改修費3万5,000円、7目介護予防サービス計画給付費7万3,000円につきましては、介護予防サービス給付の実績見込額が増加が見

込まれることから、それぞれ追加補正するものでございます。

10ページ・11ページ目をお願いいたします。

2款3項1目審査支払手数料7万4,000円、同じく5項1目特定入所者介護サービス費60万2,000円につきましても、先ほど来からのご説明のとおり、介護サービス給付費の実績見込額の増額が見込まれることから、それぞれ追加補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第90号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第90号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,978万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,271万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

6・7ページ目をお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1,978万1,000円となります。1節は現年度分特別徴収保険料415万6,000円の減額であります。2節は現年度分普通徴収保険料2,393万7,000円の増額となりまして、差し引きの1,978万1,000円が8・9ページにあります、歳出、後期高齢者医療保険料として秋田県後期高齢者医療広域連合へ支払われる形となります。

今回ご提案する補正予算、保険料収入の増加につきましては、算定基礎となる前年の所得が米価高騰に伴い収入が増えたこと、団塊の世代の方々が本制度への被保険者に移行する中で現役並みの収入の方が多かったということなどが要因として挙がっております。

また、特別徴収は年金額の半分までという制度上の上限があり、収入が多く特別徴収できない場合は普通徴収ということから、特別徴収の減額、そして普通徴収の増額となったものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第91号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第91号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億489万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

6・7ページ目をお願いいたします。

4款1項1目1節前年度繰越金123万6,000円の追加補正につきましては、歳出への財源充当のため、また、歳入歳出合わせのためのものがございます。

次の8・9ページ目をお願いいたします。

今回ご提案いたします追加補正につきましては、秋田県の人事院勧告に基づく人件費に関連する追加補正でございますので、歳入と同額の123万6,000円となります。こちらについては詳細の説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第92号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用から504万1,000円を減額し、補正後の額を2億4,651万3,000円とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,316万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとします。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費に898万7,000円を追加し、補正後の額を1億8,432万4,000円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,704万9,000円から504万1,000円を減額し、補正後の額を1,200万8,000円とするものです。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、収益的支出については、秋田県人事院委員勧告に基づく給与改定及び職員1名の退職に伴う人件費の補正であり、資本的支出については、水沢橋に添架されている水道管の移設工事に係る実施設計業務委託料の追加となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますの

でご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第93号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、令和7年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用に22万4,000円を、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用に18万2,000円を、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用に21万円を、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用に17万9,000円をそれぞれ追加し、合わせて79万5,000円を追加補正するもので、補正後の額は4億7,372万7,000円となります。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,519万7,000円に79万5,000円を追加補正し、補正後の額を2,599万2,000円とするものです。

令和7年12月10日提出

八峰町長 堀内満也

このたびの補正予算は、秋田県人事委員勧告に基づく給与改定に伴う人件費の追加補正となっております。

なお、各事業ごとの補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますのでご参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第19、陳情第6号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め、国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第6号は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員会への付託

を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情に関して私は反対をいたします。

まずはじめに、この賃金等に関してはですね、春闘で労使双方が合意した内容で2.5%既に上がっているものでありまして、次年度以降も2.2%程度上がるという前提で進んで合意しているものであります。さらに、国の、まあ国内の医療機関、7割ほどの病院が赤字の中でですね、病院経営がもがいている最中に医療の現場の職員だけが10%給料上げろということの要求はですね、あまりにもわがまま勝手な意見だというふうに考えます。さらに、給料が上がるということはですね、我々医療に関わる、医療費が当然高くなるわけでありまして、また保険料を負担している現役世代の負担も当然多くなっていくということに繋がりますので、私はこの陳情に対しては反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成の討論を行います。

文書にもありますけれども、2024年、国は賃上げに特化したベースアップ評価料、それから新介護保険加算を盛り込みましたけれども、目標に2.5%しか達しておりません。今年の春闘の結果で平均2.07%、目標よりも下回っております。で、民間企業との、民間企業は5.52%ですけれども、その3分の1にとどまっています。全産業平均を上回るには、格差をなくして10%に引き上げなければ、この格差は縮まりません。そのためには、存続危機になっている医療・介護施設に緊急の支援が必要です。政府の責任でケア労働者の処遇改善と事業の推進のための必要な要請をしていかなければならないと思いますので、この陳情に賛成をしていきます。賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第6号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め、国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択することに決定されました。

日程第20、陳情第7号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この陳情に対して反対をいたします。

まずはじめに、ケア労働者を大幅に増員しろということではありますが、世の中全ての事業者が人員不足という中で、ケア労働者だけ増やせというふうな一方的な理由の要求は非常に的を射た提案ではないのというふうに思いますし、さらには、その人員に対して増やした後、大幅な値上げもしろという要求は一方的過ぎる。さらにまた、賃上げを要求した中で、逆に患者利用者の負担は軽減するという非常に矛盾した陳情というものは、私は受け付けられないのではないかとこのように考えますので反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 賛成討論をいたします。

今、介護施設とか医療現場では、施設ではもう65%が赤字になってます。で、介護現場では、もうどんどん営業できない、労働者がいない、そして報酬が下げられているということで、今、危機的な状態になってます。こういう現場がなくなると、私たちの介護、誰でも通るこの介護の道、そして医療現場で私たちが気軽にお医者さんにかかれなくなるような、こういうことが起こり得るところまで今来ております。これを打開するためには、是非この陳情を国の責任でもってこれを解決してほしいということをお願いして、提出を求めるものであります。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第7号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情を採

択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択することに決定されました。

日程第21、陳情第8号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) 反対いたします。

介護保険、国保のどちらの制度も給付と負担の適切な組み合わせが重要であってですね、制度の持続可能性を高めていくことが必要だとして私は反対いたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 陳情に賛成の討論を行います。

今、介護現場では、2024年度の介護事業者が179件倒産しております。過去最多の記録になっております。コロナ禍、大型の連鎖倒産が発生し、2022年には144件を大幅にこれを上回っております。業者別は、介護報酬のマイナスの改定やヘルパー不足などが影響して、訪問介護が86件、全体で48%を占めておりますが、これも過去最多の倒産になっております。能代市でも大手の介護デイサービス事業者がこれを撤退いたしました。介護保険法が制定されて、2000年に制定されましたけれども、本当にこの今最多となっているこの介護現場、これを何とかしなければ、私たちの老後が危ない状態になっております。是非これを地方の方から、この倒産することのないように、事業が続けられるように、そしてそこで安心して働く人たちが生活できるようにするためには、地方から声を上げていかなければならないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第8号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択することに決定されました。

日程第22、陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23、陳情第10号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第10号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12日午前10時より開会し、一般質問等を行います。

これにて散会します。ご苦労様ございました。

午後 2時09分 散 会

令和7年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和7年12月12日（金曜日）

議事日程第2号

令和7年12月12日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 発議第13号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求め
る意見書について
- 第4 発議第14号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意
見書について
- 第5 発議第15号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意
見書について
- 第6 発議第16号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を
求める意見書について
- 第7 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第9 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について
-

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也 副町長 田村正

教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	岡 本 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課課長補佐	金 平 喜美仁
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石 上 義 久 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には1年間傍聴いただき、本当ありがとうございました。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さんの3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 早くから傍聴の皆様、ご苦勞様でございます。

はじめに、8日深夜に発生いたしました青森県東方沖地震に対しまして被災された方々、心からお見舞いを申し上げます。

議席番号6番、通告に従いまして一般質問をいたします。

今日は、「クマから町民をどう守る」と題して質問をいたします。

どうしてこれほどの民家周辺への出沒になっているのか。どうして人を恐れず、人に危害を与えるようになったのか。クマに聞いても答えてくれません。

当町においては人的被害のないことが幸いではありますが、目撃情報が寄せられるたびに、住民にとりましては怖い思いを強いられております。そもそもクマの生態がどうなのか、改めて考える機会になりました。

全国の被害状況を見ると、先月まで死傷者は222人で、そのうち死者の数は13人で2年前の6人を超えております。秋田県では66人が襲われ、4人が亡くなっております。農作物の被害も甚大であります。

クマ対策としては、緩衝帯をつくる、クマをおびき寄せるような誘因物の除去、個体数の管理、これが3点セットと言われておりますが、とりわけ個体管理については、欧米に比べて10倍とも言われるクマ密度を減らさなければならない、これがこれからの対策の基本にあると思われまます。

政府はクマ対策パッケージを策定いたしました。人の生活圏からクマを排除して捕獲を強化、人とクマとのすみ分けを実現するというものであります。具体的には、自衛隊や警察の退職者などに要請して駆除にあたる人材を確保する、あるいは、警察官によるライフル銃を使った駆除、ガバメントハンターと呼ばれる狩猟免許を持つ自治体職員の人件費などへの支援、緩衝帯整備や電気柵の設置などにかかる費用の支援、統一的な手法による個体数の推定の実施とあります。つまり個体数の管理計画に直ちに組み込まねばならないということでありまます。

異常なほどのクマの出没に対して、これまで町としてどう向き合ってきたのか、また、冬を迎え、状況がどう変化していくのか定かでない中で、今後の対策等を尋ねるものがあります。住民に安全・安心を与える答弁を期待をいたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めまます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。菊地議員のご質問にお答えいたします。

今年度の県内におけるクマの目撃情報は、秋以降に急増しており、捕獲頭数は2,400頭を超えているほか、人身被害も死亡4件を含む66件発生するなど、極めて深刻な事態となっております。

また、町内での目撃情報は、11月末時点において153件、おりや銃器での捕獲頭数は76頭となるなど、過去最高となった令和5年度と同程度の規模となっております。

この原因は、ブナの実をはじめとするクマの餌が凶作であったことや、人口減少に

よってクマの分布域が人の生活圏と重なってきたことが要因ではないかと考えております。

町では、クマから町民の安全を守るため、目撃情報があった場合には、行政防災無線や町公式LINE、県のクマダス等を活用しながら情報提供を行うとともに、駆除が可能と判断した場合には、地元猟友会の協力を得て、銃による捕獲を実施しております。

また、町の職員や警察官も目撃情報のあった付近の巡回や花火による追い上げ、おりの設置等を行っているほか、希望のあった町民には、ロケット花火や爆竹を提供しているところでもあります。

さらに、教育委員会では、3歳以上の子ども園児及び小・中学生全員にクマベルを配布しているほか、徒歩圏内の児童生徒の保護者には車での送迎をお願いしており、その負担軽減を図るため、学校の解錠時間を早める対応や、小・中学校では、毎朝、職員による爆竹での追い払い等を行うなど、子どもたちの安全の確保に努めております。

加えて、県の緊急要望により実現した自衛隊による後方支援においては、おりの巡回や移動、捕獲個体の積み込みなどを行っていただいたほか、ドローンに積載した赤外線カメラを使い、河川や沢部の映像を見ながら、クマの出没経路の確認・調査を行ったところでもあります。

今後の対策につきましては、国においてクマ被害対策パッケージを取りまとめたところであり、県と連携して関連事業を速やかに展開していくことが重要であると考えております。

このため、ゾーニング管理を推進し、防除・排除地域である人の生活圏において、地域の方々の協力を得ながら、放任果樹の伐採や、やぶ化した農地の刈り払いを進めるほか、管理強化ゾーンにおける管理捕獲の強化により、人とクマとのすみ分けを図ることとしております。

また、捕獲技術者の育成も重要であることから、地元猟友会に対し、狩猟免許の取得や猟銃購入の支援を継続してまいります。

今後も県との連携を強化しながら、こうした取り組みを続けてまいりますとともに、警察や地元猟友会の協力をいただきながら、引き続き、町民の皆様の安全な暮らしを守るよう努めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、再質問ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 答弁の中で、自衛隊派遣なされた。私は、秋田県知事が政府に対

してこの自衛隊の派遣を要請した、私はさすがに行動力あるなど、このように思いました。そして八峰町が自衛隊に後方支援を依頼した件について、私は評価をいたしております。

しかしながら、この件は11月15日の新聞報道でもって初めて知りました。もう少しですね、クマ対策の実態について、先ほど町長が縷々様々な対策ということで述べておりましたが、議会とも今少し共有されてもいいんじゃないでしょうか。その部分は少し私は不足してると思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

自衛隊報道等、自衛隊の関連のところ、新聞報道等で知ったということでございまして、議会とも共有が薄かったというご指摘でございます。確かにそういった時間が実はなかったというところもありまして、また、この自衛隊派遣につきましても、県から緊急の要望ですぐ実現したところもあって、我々もなかなかそのスピード感に対応できなかったというところもございます。

いずれにしてもですね、町民の安全を守るということが第一でございますので、そこを優先したところでございますけれども、引き続きですね議員の皆様との共有をしつかりと図れるよう、そういったところも意識しながら今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 具体的に細部までとは申し上げませんが、まあ方向性ね、そういうものはやはり大事だと思う点はやっぱり示していただきたい、このように要望しておきます。

まあ先ほど説明でありましたようにクマの捕獲、県全体で2,400頭を超えている。大変な数であります。八峰町ではもう80頭に迫る勢いがあります。そのクマの駆除は、猟友会に頼っているのがこれ現状であります。そもそも猟友会は趣味の団体であって、自分で狩猟免許を持ち、銃器を用意し、狩猟税を払い、動物との駆け引きを楽しむ、そのような団体であります。最近はハンティングをやる方が少なくなっている。そしてまた高齢化が進んできているということで、その中で危険な仕事をするというのは本当に割に合わないのが現実であります。

その猟友会について、八峰町は峰浜、八森と2つの猟友会がありますが、2つの猟友

会には会員数に大きな開きがあって、その違いから十分な活動ができているのかどうか、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、八森支部は4名、峰浜支部18名で活動をいただいているところでございます。実際4名となりますと少ないと思いますが、今回、自衛隊、八森地区重点的に回っていただきました。その時は4名であります、日々猟友会の皆さんが2名ないし3名同行していただいて、おりの巡回等、無事に終えることができしております。また、議員がおっしゃったとおり趣味の団体でございますので、町といたしましては、実施隊員になっていただくようお願いをし、実施隊員としてになっていただく経緯がありますので、合併等はちょっと今の段階では厳しいのかなと。あとは猟友会さんがどのような方向で示されるのか、それを回答を待つような形に今現状なっているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） その猟友会に一本化に向けての働きかけっていうのは、してるということですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に答弁をお願いします。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの菊地議員の再質問にお答えいたします。

要請といいますか、お願いはしているところではございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 町での補助金等々様々なこの助成、まあ県含めてあるわけでね、やはり会員数の大きな違いっていうのは非常にこれ尋常じゃない、いびつな結果なんですよね。やはりこれはですね、何としてもやはり、まあ住民から見れば安心感を持つためにもですね、やはりその配置的な部分含めれば、やはり一本化というのは必要だと、このように思うわけでね、あえて今質問してるんです。これ、まあ突き詰めれば個人的な云々ってきますんで、私も大変こう質問を心苦しいわけでありましてけれども、しかしですね、この議会の本会議でやはりこういうことを示さないと、やはりある意味で前に進んでいかないんでないのかな、こういう思いで私、今質問しました。町長いかがで

すか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 菊地議員もですね、おっしゃってるとおり、まあそういったところは必要だというふうな認識も私はしているところでございます。そしてまた、この八峰町も合併して20年になりますので、そういった社会的背景も含めてですね、そういった動きがあってもいいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、町は補助金を出している団体ではございますけれども、その町が主体的になってやるべきことではないかなというようにも感じているところでございますので、先ほど課長からの答弁もあったとおりですね、町としてはそういったことをやってはどうかというようなお願いというレベルに抑えているところでございます。しかしながら、こういった話題がですね、この本会議場で議会から出たというところもしっかりと受け止めまして、そういったところも含めて相手方に伝えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） まあお願いしてるということで、町の考え方は分かりましたけれども、まあ町長もですね一肌、二肌も脱いでですね、この状況を改善できるように頑張ってくださいたい、こう思います。

ちなみにですね、例えば猟友会の入っている方が、今、この八森地域で猟銃免許を持っている方がたくさんおったわけですが、今3名ということでありました、会員がね。もう知る限りでは、もう大変なベテランの方々おるわけですよ。その方々がその猟友会に脱会してね、よその地域で活動している。その状況がね、どうしてこうなっているのか。答えにくいんでしょうね。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの菊地議員の再質問にお答えいたします。

町としましては、猟友会、先ほど申しましたとおり、猟を楽しむ団体という認識でございます。で、まあその中で、議員がおっしゃるとおり、町内には狩猟の免許を持っていますが違う団体に加入してる方もいることは重々承知しておりますが、あくまで猟友会の皆さんのまとまり、団体なので、町がどうこうということは言えないと考えております。

あと、先ほどのちょっと答弁に付け加えたいんですが、今年ですね八森で緊急的な、まあ緊急銃猟ではないですが、事案が発生しております。その時に八森猟友会に、人数は2名以上は必要なんですけど、2名確保できない場合があります。そういう場合は峰浜地区に要請をかけまして、峰浜から来ていただいて1頭捕ったという事例がありますので、そういう形で緊急時は双方で協力しながら行っている状況でございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 今、緊急時と言われましたが、今回のような出沒は常に緊急時なんですよ。認識として。ですからね、そういう部分のいたちごっこでありますけれども、その部分の改善というのはね早急に進めていただきたいというのが、来年どうなるのか、再来年どうなるのか、いろんなことを専門家が言ってますよ。だけれども、分からないからこそですね、これだけの危機感を持たれた状況を改善する意味でも、それはやっぱり進めていただきたい、このように思います。

この地域で、ほかの猟友会に入っている方が銃の発砲というのは、これは、まあ触れましたけれども、これはできるわけです。よそに行っても発砲はできる、猟友免許を持っていれば。できない。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの菊地議員の再質問にお答えいたします。

有害駆除の場合は、八森支部、峰浜支部で許可を出しておりますので、そこに入っている方でないとできません。で、狩猟期間に入りますと区域関係なくなりますので、狩猟期間に入りますと能代の方が八峰で撃っても構わないという形になっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 八森地域でですね、それこそ狩猟免許を持っている方がよそに入っていると。その場合に、頻繁にクマが出る時に、まあ住民からすればクマ撃てよと、何してらったがと、こう言われる例があるわけですね。そうでしょう、それは。そういう人がもう狩猟免許持ってるの分かってるわけですから。そういう大変なまあ状況にやはり置かれているわけですよ。だからその矛盾したその、まあこれが一緒くたに一本になればいいんだけど、そうできない状況をですね、くどいようですが、それを何

とか改善したい、そういうことでの今、私、一連の質問なんです。まあそれを理解していただきたい。

それから、このクマ関連の情報ですが、いろんな新聞、テレビ、専門家の意見、まあシンポジウムもやったり、講演会もやったり、いろいろありました。そういうもので一般住民もかなりの知識というものは、これ持たれていると思うんです。町で防災無線でもってその出沒を知らせる、また、LINE等で知らせる。確かに分かるんですよ。ただ、出沒の件数はこれは比でないですね。倍とも言ってもいいくらいだと思いますよ。ただ見ただけじゃ届けない。そういう状況の中ですから、テレビ等々でみんな見てるんですが、そのクマの恐ろしさ、被害に遭った時にどんな状況になるのか、そういう例が、まあ県含めていろいろありました。県南でもありました。もちろん、もう真っ先に顔含めたそういう襲い方しますし、ドアを開ければそこにクマがいた、飼ってる犬がいなくなった、小屋にはクマが入っていた等々いろいろあるわけです。そういうものの情報もまたね、町としてやはりこの、こうなんだよということをですね、やはり怖さを伝えてほしい。ただ数字をね並べて述べただけでなくて、そういう怖さを常に伝えていく、そういうことを私必要だと思うんですよ。人身被害がないからね、意外と自分のところでは何もねえべと、そういう思いでみんないるんですよ。私も事業柄商売やるってば、うちから出るってば右左見ますよ。場所場所ですからね。だからそういう状況をね少し伝えるように、今後努めていただきたいんです。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 再質問にお答えいたします。

このLINEとか、あるいは防災行政無線、これは継続してやりたいと思っておりますけれども、菊地議員がおっしゃるとおりですね、やはり今一度クマの怖さを伝えるっていうことも大事ななというふうに思っております。令和5年の2年前は、町内においてもかなり人身被害もあったところがございますので、そういったところも含めて改めてですね、クマの怖さというところを伝えていければなというふうに思っております。

実はですね、私の母親も滝の間、同じ地域におりますけれども、家の裏でですね畑の作業を今年していたら、海側からクマが上がってきて、かなり対面で対峙したというような話をおっしゃってございました。それを聞いた時に、幸いにしてですねクマが逃げたってくれたから良かったものの、あのまんま襲われてたら大変なけがをしていただろうなというふうに本人も言っておりましたので、そういったですね体験談なんかも含

めてですね、改めてその町民の方々にしっかりとお伝えできるような取り組みを進めていきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 町長の今の話、私も直接伺いました。目の前であったそうです。よくその時に、まあ例えばクマの待避方々で静かに後ずさりをして云々とかいろいろ言いますけども、できるわけないんですよ、当事者とすれば。そういう状況を本当に私も聞きました。そういう状況等ですね、やはり広くやはり伝えていかないと、本当の怖さを伝えきれない、分からないという思いですので、そういう対策、対応等をしていただきたい、こう思います。

現在、クマの出没情報がめっきり少なくなりました。冬眠に入ったのかどうか分かりませんが、来年の春にはどういう動きになっていくのか、これも定かで分かりません。国・県の動向をですね注視しながら、町民の命を守る対策、これに全力で取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで6番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、山本です。

通告に基づき質問いたします。

なかなか声が悪くてですね、聞きづらいと思いますが、ご承知ください。

はじめに、クマ対策について。

今年度、クマによる人的被害が連日報道されています。この増加の背景には、山の実りの凶作による食糧不足、過疎と高齢化による里山や集落の不十分な管理、人工林の放置による生息地の奥山の崩壊・荒廃などがあることが指摘されており、これらの要因がクマを人里に誘因し、人的被害を起こしているからと言われていています。

しかし、異常なのは、全国的な人的被害の多さであります。当町でも、樺、岩館、立石地区などの町中の住宅地にまで出没範囲が拡大し、つい先日には能代市のイオンに入った都会のクマ、アーバンベアとして都市部などにも出没、捕獲されています。

その原因として、クマの餌となるブナなどの実がここ数年、凶作でバッファゾーンとなっていた里山の荒廃が進んだことなどが指摘されております。

そうなのだろうと思えますけども、恐ろしいのはクマの行動形態が変わり、住宅地に

当たり前のように出没し、被害が常態化することです。住宅地周辺に出たクマが人の生活の中にある食料の味を一旦覚えてしまうと、それを求めて繁雑に出没してしまうという悪循環が生まれているのではないかと。それは、人にとっても、クマにとっても決して好ましい状況とは言えません。この住宅周辺、そして町中にも出没するクマにどう対応していくのか、本気で取り組んでいかなければなりません。

不幸中の幸いと言いましょか、当町では本年度、人身被害がありません。しかし、クマの出没件数は昨年度を大幅に超えており、特に10月、11月においては例年の倍以上になっていると報道されております。私の元にも、裏庭の柿を狙ってクマが現れ、窓を開けようとしたら窓越しの目の前にクマがいて大変驚いたと、友人の体験談も聞かされております。全国的な被害のニュースも相まって、住民は非常に不安な気持ちを抱えております。町民が安心・安全に外出や散歩できる環境を守るためには、今年度実施した対策を来年以降も生かすため、今年度のクマの出没に対しての対応の説明を求めます。

クマ対策として従前から言われているのは、人の住む領域とクマの住む領域のすみ分け、いわゆるゾーニングであります。一昔前は、人里とクマの生息域が良い意味で分断されていましたが、今はその境界が薄れてしまいました。人が住むエリアとクマの生息エリアが接近し、畑作業や散歩をしている人がクマに遭遇するといったケースが報告されています。とはいえ、クマと人のすみ分けを図る取り組みの方法はあるのでしょうか。答弁を求めます。

クマのすみ分け、クマを追い払う対策も重要であることはもちろんですが、住民の命が脅かされる、それがあつ場合には、適切に捕獲または駆除しなければなりません。その担い手として、猟友会からの推薦により八峰町鳥獣被害対策実施隊として活動する方々には大変なご尽力いただいているわけですが、高齢化や後継者不足の課題があり、人材確保や育成期間の短縮は喫緊の課題となっています。警察OBや自衛隊OBなど、県などとも連携して人材活用を図ることが必要との考えについて答弁を求めます。

こうした状況にあつて、県には自治体や猟友会などクマの捕獲業務を担う当事者への度を越したクレームが寄せられているようですが、当町はどのような状況でしょうか。

今年度は全国各地でクマによる人身被害やクマの件数が増加していますが、それに伴い多数のクレームが主に地域外から寄せられ、業務に支障が出ているという報道を多く目にするところです。クマに罪はない、捕獲するのはかわいそうだといった心情は一定理解できるものの、行政当局として町民などから寄せられる様々な意見に丁寧に対応する

ことが原則であると理解しておりますが、抗議の苦情の範囲を逸脱した理不尽なクレームに対しては毅然とした対応が必要であると考えます。現場で対応する職員や鳥獣被害対策実施隊などの方々は、住民の生命・財産を守るため、危険をおかして捕獲等の業務に従事されているのであり、これらの方々が理不尽なクレームによりストレスにさらされ、業務が停滞するといったことは絶対に防がなければなりません。

クマの捕獲等への抗議が殺到している秋田県では、前任の佐竹知事が、悪質なクレームの電話に「おまえにクマを送る」とトップ自ら先頭に立って担当部局職員が委縮しないよう毅然とした態度を見せております。クマ対策に従事する多くの職員や鳥獣被害対策実施隊の方々が今後とも委縮することなく安心して業務にあたっていただけるよう、町長の毅然とした考えを表明してください。

次に、職員の人材確保・育成について。

民間企業では「企業は人なり」とよく言われる言葉ですが、この言葉は企業だけではなく当町のような自治体にも当てはまります。高齢化や人口減少に伴う地域課題が山積する中、限られた予算の中で将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくためには、人材を戦略的に採用・育成・活用し、地域課題を見極め、それを解決していくことができる人材づくりをしていく必要があります。

職員の人材確保、すなわち入り口にあたる採用の局面では、職員1人当たりの生涯収入を考えると、1人の職員を採用するということは1億円以上の資金投資をすることに匹敵します。したがって、どのような人材を採用するかということは、当町にとって大変重要な意味を持ちます。

そこで、今日は質問として、近年の職員採用による課題とその解決に向けた取り組みについて説明を求めます。

どんなに良い人材が採用できたとしても、庁内の中で適切に配置し、育成していかなければ意味がありません。高度に専門的な知識や経験が必要な局面では、庁内の内部で人材育成するよりも、外部の人材の助けを借りた方が効率的な場合もあります。職員の配置と育成、人事異動等による職員育成の基本方針があれば説明をしてください。

外部人材の活用により庁内の中も刺激を受け、活性化するという効果もあります。当町では地域おこし協力隊を今まで多数採用しておりますが、今後、地域おこし協力隊を入り口として外部人材の活用の点でも、地域おこし協力隊の任期終了後の職員登用も今後の人材確保の点で考慮する考えはないか、答弁を求めます。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、クマ対策についてであります。

ご承知のとおり、今年はクマの出没が全国的に増加しており、とりわけ県内においては、同じ日に複数の方が人身被害に遭われる事案が発生するなど、これまで経験したことのない事態となっております。

また、本町においては幸いにも人身被害は発生しておりませんが、目撃情報や捕獲頭数は、過去最大であった令和5年度と同規模となっていることから、町としましても強い危機感を持って対策に取り組んでおります。

このため、目撃情報があった場合には、防災無線や町公式LINE、県のクマダスを活用した情報提供を行っているほか、地元猟友会の協力を得ながら銃器やおりによる捕獲、警察官の巡回、町職員による花火による追い払い等を行っております。

また、知事が国に直接働きかけたことにより、自衛隊の後方支援が実現し、本町においても10日間にわたり活動していただいたことは、議員ご承知のとおりであります。

さらに、クマと人のすみ分けについても重要であると考えており、今後は、県と連携しゾーニングを設定した上で、地域の協力を得ながら、放任果樹の伐採や、やぶ化した農地等の刈り払いを進める予定となっております。

また、来春には出没抑制を目的とした管理捕獲を行うこととしており、これにより捕獲圧をかけることで、クマが人を恐れ、人との軋轢を軽減する効果も期待できることから、日常生活圏へのクマの出没抑制に繋がるものと考えております。

次に、警察OBや自衛隊OB等の連携による人材活用についてであります。

国が示したクマ被害対策パッケージには、緊急的な対応として、自衛隊や警察官OBに協力を求め、狩猟免許取得を促すと記載されておりますが、これは、警察や自衛隊のOBは銃器の扱いが慣れており、捕獲の担い手として即戦力になると期待されているためと考えております。

しかしながら、クマをはじめとした大型獣を捕獲するためには、免許取得後の経験や熟練者の指導が不可欠であり、相当の時間を要する可能性もあります。

このため、町としましては、県や地元猟友会と連携しながら、引き続き猟銃免許の取

得や猟銃の所持等に支援を行うとともに、県が主催する捕獲技術研修等への案内を行いながら、狩猟者の確保・育成に努めてまいります。

次に、クマ対策による理不尽なクレームについてであります。

本町においては、クマの駆除に対する苦情等は1件であることから、業務に支障を来すような状況にはありませんが、秋田県庁には、10月中旬からの1カ月間で700件を超える電話やメールが寄せられており、その半数以上が捕獲に対する県外からの批判的な意見であったと聞いております。

町では、引き続き、クマの駆除は町民の命や貴重な農産物を守るための必要な措置であることを伝えるとともに、理不尽なクレーム等には苦情対応ガイドラインを作成するなど、適切に対処してまいります。

次に、職員の人材確保・育成についてであります。

役場職員の採用については、八峰町定員適正化計画に基づき計画的に採用を行ってきておりますが、近年は応募人数が少ないことに加え、合格通知者が採用日前に辞退するケースが増えており、人材の確保に苦慮しております。

このため、町では、民間企業の採用試験の時期と競合しないように、試験の早期実施や企業の採用が一段落する秋以降にも実施するなどの対策を進めているところであります。

今後も、他の自治体や民間企業等の事例を参考にしながら、希望者が応募しやすい制度となるよう取り組んでまいります。

また、職員の配置につきましては、職員の意欲を引き出し、その能力を十分に発揮させるため、毎年度、人事異動に関する希望調査を実施し、適材適所の人事に努めております。

さらに、職員の育成については、遵法精神を育み、全体の奉仕者として職務に取り組むことを基本に、コンプライアンス研修や県町村会が実施している能力開発研修等を活用しながら取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、町職員に求められるものは、町民のニーズに対し真摯に向き合い、誠実に職務に取り組むことと考えておりますので、今後もこうした視点に立って職員の育成に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊員の職員登用についてであります。

ご承知のとおり、地域おこし協力隊は、約3年の任期の中で、地場製品の開発や販売、

PR等を行うなど、地域に密着した活動をしており、そこで得た知識や経験は、行政運営にも活かされるものと考えております。

町では、これまでに1名の採用実績がありますが、登用ではなく、本人の意思により、通常の試験を経て採用したものであります。

一方、町職員を含む地方自治体の職員は、地方公務員法により、職員の採用は試験成績等の客観的な能力評価に基づくことが原則とされておりますが、協力隊員は各自で設定した目標の達成に向けて活動しており、町ではその能力を客観的に評価できる環境にはないことから、現時点において試験を経ずに職員に採用することは難しいものと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） クマの被害から身を守るためにはどうしたらいいのかと。それに併せてですね、登下校時の小・中学校の鳥獣対策教育、またはですね住民への注意喚起、この迅速な発信ということは、最近、LINEとか防災無線で十分伝わっているところではありますが、出沒したというふうなLINE、防災無線では周知は回っているわけですが、住民が安心するのは「捕獲した」という方の報告の方がですね、よほど安心できるわけですね。例えば立石地区にクマが出ました。その1時間後、捕獲しましたと。その報告が全然ないわけですね。私は、その「捕獲」ということをより重要視して放送発信してほしいなと思うわけです。それによって住民が、ああ、近くに出たクマが捕ってもらって良かったなというふうに安心感を与えてもらえることができるんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今の状況では、どこどこにクマが出沒しておりますという防災無線と公式LINE、あとはクマダスへの登録という形で行っております。議員おっしゃるとおり、そのクマを捕獲したという放送を流せばいいんですが、目撃されたクマと捕ったクマが同一であるという確信が持てない以上、ほかにまたクマがいるという可能性がございますので、今は捕ったという放送はしていない状況にあります。

例えばですが、Aというクマを住民さんが目撃しまして町に電話いただきました。で、

町が放送しました。で、そのAというクマを捕獲したんですが、実は後ろにBというクマがいましたとなりますと、住民さん安心して、Aというクマ捕ったから大丈夫だなと思って町中に出たところ、Bというクマに襲われる可能性がございますので、捕ったという放送はしていないところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 分かりました。まあ複数いる、特定できないということなのであれば了解しましたが、でもですね、捕獲した実績というのはやっぱり放送してほしいなと思いますよ。まあその現実、そのクマとは一緒ではないのかもしれませんが、それによって少しは町の行動なり、住民の安心というのは多少担保されるんじゃないかというふうに思います。

次に、この町中に来る原因の一つとして言われてるのがその放任果樹という問題でありますけども、これ、まあ最近所有者が分かる果樹は自ら切っている方々もだいぶいると思うんですが、仮に何ですか、所在者不明の、住民不在の野生の中にですね、その果樹があった場合に、これは町が何ていうんですか、略式代執行という形でそれを駆除すると、駆除っていうか、まあ間伐するということ是可以ののでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

果樹は大体民地、皆さんのところに植わっております。それで、その所有者が不明な果樹につきましても、まず誰かしらの所有者が存在すると考えております。なので、町としましては、その所有者に対して、まあ所有者と思われる、町が考えれる、調べられる範囲において、まあその樹木の除去をお願いしている状況でありまして、行政代執行のようなことはできないものと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 所有者が分かっている、まあ連絡つくのであれば多分嫌だとは言わないと思うんですが、その連絡のつかないところの果樹の問題は、じゃあそのまま放置しておくということになるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 再質問にお答えいたします。

山本議員ご指摘のとおり、個人の財産でございますので、町がどうこうというのはできないと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） それは、それこそ手続き的にやればできると私は思うんですが、例えばですよ、空き家の問題ありますよね。あれと同じような問題だと思うんですよ。まあいろんな手続きをして代執行という方法があると思うわけですから、この果樹の問題もそういうふうにはできると思うんですが、その辺は絶対駄目なのかどうか答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） やはりですね、民地に、まあ所有者がある果樹をですね勝手に行政側が伐採したとなると、それは民法上かなり違反になるんじゃないかなというふうに思います。

議員おっしゃるとおりですね、危険な空き家等につきましては、近隣に住んでいる方々への影響があるということで行政代執行しているパターンがあるような感じですけども、今回に限っては近隣の住民に風か何か吹いて影響を与えるという状況ではないので、やはり所有者がある以上ですね、なかなか行政側が手をつけるっていうのは難しいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） なかなか難しいということだということですが、これは法的な問題もあると思うので、国・県等に私は上訴してもらいたいと思います。

次に、クマ対策パッケージの中でですね、緩衝帯をつくるというふうな話とか電気柵をつくれとかというふうな話がありますけども、その電気柵とかやってもですね、あまりにも距離が長いわけですよ。で、その効果っていうものは、最近のクマもやっぱり頭が良くなってですね、すり抜けたり、転ばして潰してみたりというふうなことがあって、こんなものやってもほとんど、まあ一過性のもんであって、効果的には全然ないのではないかと思うんですが、これについて推進していくというような考えなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農

林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

電気柵ではないんですが、まず緩衝帯ですね、県の方ではですね緩衝帯をつくる事業をこれから行うとしており、町と協力しながら行うこととしておりますので、町としても緩衝帯を、期間としましては、まず町が重要であるという位置を県にお示しして、それが来月半ばぐらいまでですね。県と打ち合わせして、まず出没が頻繁である箇所、緩衝帯を整備していきたいと考えておりますので、電気柵については、まだ今のところ考えておりませんが、県・国との情報を得ながら対応できるものは対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今これからですね県と一緒に、そのゾーニングの設定というところをさせてもらいます。それによって、どの位置に緩衝帯を整備していくのかとか、どういったところがそのエリア、管理化ゾーンにするんだとかっていうところをですね、これから県と一緒に決めていきますので、それを踏まえてですね、そうしたこのクマ対策パッケージに記載されてるようなところを県と一緒に進めていくってようなそういう流れになっております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私はあまり、その緩衝帯そのものもあんまり効果がないのではないかなって思うんですよ。それは単年度、1回だけで済めばいいわけですが、毎年草おがってくるわけですよ。じゃあ毎年そこをやるんでしょうか。私は、まあこれを、緩衝帯事業が毎年あれば、まあそれは仕事として草刈りの人夫も雇えるがらいいのかもしれないんですが、これは予算的にもかなり厳しい話だなというふうに思います。もっといい方法があるのであれば、まあ見回りの方がむしろ私は効果があるのではないかなと思います。それについては後日また聞きたいと思います。

次に、その猟友免許っていうか、あ、狩猟免許を持っている人が地元ではだんだん少なくなっていて、高齢化もなってきたという中でですね、今後、この担い手っていうものが不足するということは目に見えてるわけですね。そういった中で私が考えたのは、都会には免許持っている人がいっぱいいるんですね、実を言うと。数万人単位で。まあこの人方に対してですね、私はボランティアを募集して、その期間来てもらうというふうな

方法もあるのではないかなど。これは県知事が許せば秋田県でもその何だ、猟銃を撃つことができるというふうになってるはずなので、そういうふうにボランティアを募集して実施隊になってもらえばですね、あまり地元でハンターを自前で雇うというふうな経費もかからないわけですので、その辺の考え方というふうなこともひとつ提案したいと思いますが、いかがですか。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。
- 町長（堀内満也君） 再質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁の中でも少し触れたんですけども、確かに狩猟免許を持ってる人は都会部にはたくさんいるというふうに私も認識しているところですが、やはりクマというか大型獣というふうになりますと、相当の経験と、そしてまた、やはり熟練者の指導というところが大変重要になってくるのかなと思ってます。おそらくその狩猟免許持ってる人のほとんどがですね散弾銃なんじゃないかなと思っておりまして、まあその辺はちょっと議長が詳しいんだと思いますけども、やはり大型獣となると、やはり一発玉っていうんですかね、しっかりと貫通するような形の強い、威力の強いものでなければ、おそらくは仕留められないというふうに思っておりますし、そういった中で今クマを捕る人たちは猟友会の中でも限られてるというふうに私は認識しております。

したがって、なかなかですね、そういった制度を変えるっていうことは、まあ知事の判断でできるかもしれませんが、なかなかですね、そういったクマを捕るだけの人材が果たしてこの全国にそんなにたくさんいるのか、それは私いささかこう信用できないかなっていうところもありますので、そういったところもですね、しっかりと我々としても研究していきたいなと思ってます。

- 議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） それこそ人材不足ということで、先ほど来言ってるようにクマを撃つには10年かかると。だとすれば、今から育てても10年経たないとその対応する人にはなれないわけでしょう。これは将来にわたって、じゃあ課題だわけですよ。それこそ人材育成という意味で10年がかりでやらないと駄目だということだとすれば、そういう人を育てるためには、じゃあどうすればいいのかということなわけですけども、私は、まあクマに限らずですね、サルもいる、最近ではイノシシも出てきた、シカも出てきた。この対象物、対象動物に対して、捕獲したら数万円の報奨金を出して、それを捕獲して生活ができるようにすればどうなのかと。要は、職業にするという考え方で

す。そうすることによって、まあそのクマなり、サルでもイノシシでの被害の防止にも繋がるわけですから、私はそういうふうな報奨金をもっと上げて、何だ、狩猟で飯を食べるような状況に持っていくことも一つの方法ではないのかなと。まあそれは町単独での資金では無理かもしれませんが、県なり国なり、そういうふうな考え方を出していくことも必要なのではないのかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員のおっしゃるところも非常に理解できるところではございますけれども、おっしゃるとおりですね、やはり町単独でどうのこうのというよりはですね、やはりもう少し全国的な議論をしないと、これはちょっと難しいかなというふうに思っています。

いずれですね、クマだけでなく町内にはイノシシやら、そしてまたサルやら、かなり農作物等被害が多くなっているところもありますので、そういったところも含めて、県、そしてまた国に対してしっかりと働きかけていきたいなと思ってます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非働きかけていただきたいなと思います。

次に、最近のネットの記事だったんですが、クマの駆除をしていたハンターがですね、別のハンターに当たってけがをしたということで、町に対して3,000万円の、当たった人がですね3,000万円の要求をしたと、補償金として。ところが町ではですね、補償金は1,600万円しか払わなかった。で、この町で1,600万円を払った分に関してですね、誤射だったということで、町ではその間違っ撃った狩猟者に対して請求したそうです。これは、この町がお願いして駆除を頼んだ人が、ハンターがですね、まあ間違っと言いながらもですね、頼まれて猟銃を使って撃った結果、けがしてしまった人が出たと。それに対して町がですね、その間違っ撃った人に対して請求するということが、私はあっていいのだろうかというふうに思ったんですが、これについて町としては同じ考えになるのかなというふうに聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

その記事は多分、今日の魁新報についてた記事と思われま。で、山形県小国町でそのような事案が発生しておりまして、山本議員おっしゃるとおり3,000万円に対して

1,600万円の支払いをしたという記事がございました。

で、八峰町としましては、猟友会は実施隊員として町の職員と同じ立場といたしますか、にありますので、町で加入しております総合賠償保険というのがございます。それで実施隊員には請求するのではなく、町がその分を保険で賄うということに決めておりますので、このような案件は発生しないと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 保険に入ってるということで、これはじゃあ保険、まあ仮に間違っただったとしても、町としてはその撃った人に対する責任は問わないということで理解してもいいと理解しましたが、もう一つ、だいぶ前になりますが、北海道では警察に猟銃免許を取られたという事例があるわけですけど、この実施隊の場合においてもですね、今後、町がお願いして頼んだ場合、そういう刑事事件にはならないということとは確約できるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの再質問にお答えいたします。

実施隊であってもですね、銃刀法とか法律がございますので、それに抵触した場合は北海道のような事案になると思われまして、なので、町としましては、実施隊の皆様には研修等を含めまして、その撃ってはいけない範囲とかありますので、そこら辺の周知を図っているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、北海道の場合の例は、八峰町の実施隊と同じような状況でいったと思うんですが、それがなぜああいうふうになったのかっていうのが非常に不可解な点だわけですよ。それが裁判なってるということは、やっぱり撃った人ももうやっぱり納得できないままそういうふうになってるので、今後、猟友会というか実施隊の方々もですね、ああいう例をやっぱり出されるとですね、はい、分かりましたという、出動するということには二の足を踏むというふうな感じするわけですね。だからその辺はきちっと、まあこれだけは絶対駄目だというものがあるのかどうか分かりませんが、示してもらえるのであればね、示してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 再質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますが、その猟友会員、実施隊員の皆様が法的な何かにこう抵触し、実施隊員として活動できなくなるのは町も大変なことが起きますので、実施隊員にはそのようなことのないように、先ほど申しました情報を共有しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 分かりました。お願いします。

次に、職員のことについて質問いたします。

先日の北羽の記事にですね、八峰町の採用試験の結果として高卒2名と大卒の採用がゼロという記事があった。それがですね今回質問するきっかけになったわけです。で、先日、まあ昨日ですが、昨日おとといか、総務課長に聞いたところ、春先に大卒は1人決まってるという話を聞いたんですが、問題はですね、八峰町出身者の大学生が八峰町の職員になるという目標もないということ。職場、職業としてそれを望まないというふうなことだわけです。今後、町の将来にとって大変な危機ではないかなと、私はこれを感じるわけです。この問題について、どう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

確かに最近ですね、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、応募人数が少ないこと、また辞退者も増えているということで、なかなか一定採用数を確保できない年度もございまして苦慮しているところでございます。

で、まあ町出身の大学生が町の試験、町職員として働くという志望を持ってないということに関してでございますが、是非ですね戻ってきて町の職員として働いていただきたいという思いは強くございますが、やはり町の職員というのは採用条件、普通の仕事としてのですね勤務の条件ですとかそういったもののほかに、やはり町の職員として働く使命感というものを強く求められるところでございますので、一概にたくさんの方が、まあ何ていいますか、大学を卒業して町に帰るのが普通だと、で、役場に入ろうという

のを単純に決められる環境ではないのかなと思っておりますので、その中でですね志望された方、入念に選考して、適切な人材を選んでいきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いろいろ生まれてくる人も少ない中でですね、人材不足というのは全産業でそういうふうな状況になってるわけですから、取り合いにはなるわけですよ。それでもですね、やはりこの町の職員になるというふうな希望を持たせるというふうな教育の仕方も一つは必要ですし、そのアピール、町の職員になりたいように思わせるアピールの仕方も不十分すぎるのではないかなと私は思うわけですよ。もうちょっと何か対策というふうなものを考えていかないとですね、今後、大卒の若者が町の職員になるというふうなことが少なくなってしまうのではないかと。決して高校生が悪いというわけではないんですが、いきなり高校生が職員になってもですね、なかなかこれ難しいんですね、この仕事をしていく上では。大卒にこだわってるわけではないんですが、少なくとも大卒を過ぎて例えば社会人からの登用とかですね、ある程度のことを考えていかないと、今後、町の職員になってくるとい人材が私は非常に不足していくのではないかなというふうに感じるわけですが、その辺もう少し何か考える余地がないのか答弁願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員の再質にお答えいたしますけれども、全国的にですね、そもそも今、民間の景気がかなり良くてですね、で、子どもたちの数も少ないっていうことで売り手市場になってます。で、こういった条件の中で、やはり公務員っていうのは給料が民間に比べてかなり抑えられているところがありますので、この八峰町だけじゃなくて、秋田県、あるいは全国的にもですね、その公務員の人気っていうのもだいぶ落ち込んでるのかなと思ってます。そういったことで、なかなかその大卒対応の採用試験をやっても人が集まらないというような状況でございます。

繰り返しになりますけども、これは八峰町だけじゃなくて全国的な話でありますので、そこは是非ご理解をいただきたいなと思っております。

そうした上でですね、やはりこの町としても、この町の魅力っていうのはしっかりとPRしつつ、この町をさらに盛り上げたい、そういったところでですね役場職員になりたいと、そういった思えるような取り組みっていうのを当然ながら町としてもやっていかなければいけないところがございますので、議員のご指摘を踏まえて、そういったと

ころも今後検討していきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ある程度、大学生、大学に行ってる子どもらはそんな数多くないわけですから、例えば、時期は別として、八峰町の職員になってもらえるようなミーティングっていうか、こう何ていうか、ディスカッションっていうとか、こういう交流の機会をですね、町とその大学生との機会を持つこともまた必要なんではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

.....
午前11時24分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

やはりですね、町として今までインターンシップみたいなところをやってなかったんですけども、やってもですね、なかなかその経験させることっていうところが非常に限られるので、なかなか伝わらないかなというふうに思っております。そういった中でですね、毎年、二十歳を祝う会というところをやっておりますので、そういった中でですね、町役場はこういったところだよというチラシを作って今後お配りしながら、この役場のPRに努めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あまり難しく考えないでですね、交流会して役場職員に応募してみたらどうだというふうなことを問いかけてほしいわけですよ。何ぼでもやっぱり伝わらないとですね、応募してくる人いないわけですよ。ですから、やっぱりこういう機会を設けて常に発信するようにしてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時30分より再開いたします。

午前11時25分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般質問を行います。

通告に従い、3点について町長の考えを伺います。

まずはじめは、クマを寄せ付けない里山づくりについてです。

クマ被害は、クマがそば畑に入り、そばが売り物にならなかつたり、田んぼに座り込んで稲をむさぼり食べているのを近くで目の当たりにして本当に驚いた。今まで見たことない光景だという話を聞きます。それだけではなく、民家が密集している大通りを歩く様に住民は恐怖を覚えました。秋田県は全国ニュースで毎日のように放映されましたが、どうしてこのようなことが起きたのか、このようなことになったことに対して知見を結集して対策を考えなくてはなりません。

環境庁は、里地里山の定義などで、里地里山は、都市地域と原生林、自然林との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林、まあ広葉樹ですけれども、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域として概念を述べています。また、日本熊森協会は、秋田県はクマは5年で2倍に増えたのか。そして、「秋田県の長期データから読む クマ増加論の再検証」と題して論じています。それによると、大量出沒ではなく、山の異変があり、最近顕著な自然林の劣化です。ナラ枯れの急拡大、昆虫類が激減しています。広域的な人工林の荒廃も深刻になっています。秋田県の人工林は50%に達しており、人工林は木の実や昆虫が少なく、野生動物が利用できる餌資源が著しく不足しています。中山間地域の急速な過疎化と、クマを里に近づけるのは奥山の方の里山に人が入らなくなって利用しなくなった。そして、空き家や耕作放棄地が至る所にある環境は、人とクマの境界線を不明確にし、集落に入り込む環境になってしまったということです。

これらを踏まえて当町のことを考えると、前段長くなりましたけれども伺います。

今、一番町民がやってほしいと思っていることは、一人暮らしの高齢者、いずれ近いうちに施設に入るかもしれない、また、入ってしまった後の住宅敷地内のやぶ状態です。

柿の木もあります。まず、軽度支援援助事業を利用して整備を進める。そしてシルバー人材の人員を募って、計画的に順番に整備していくことを、持ち主はじめ、その近所の人たちの切なる願いであります。

それと、山の荒廃ぶりは怖くて近寄れない状況になっています。町には環境保全林条例があります。この条例にうたわれているのは、自然景観に優れた地域や動植物の生態系の多様性に富んだ地域を保全し、とあります。そして継承することをうたっています。継承が行われているのでしょうか。90%近く占めている山の荒廃を防ぐには、まず町有林が手本を示し、財産区や部分林、個人に間伐等の手入れに補助を出す、そして雇用を生み出す、こういうことが必要ではないでしょうか。

荒れている、そして里山里地では、町外の人が所有している荒れ地に困っている人の話をよく聞きます。固定資産税とも関わってきますので、調べて整備をお願いし、命を守るためにやぶ整理を進めてほしいとお願いするべきです。応じない時は罰則規定を設けるべきです。

また、中学校のグラウンド周辺は毎年クマの出没で話題になっています。怖くて散歩ができないとか、また、大沢方面では自分の裏の方によくグラウンドからクマが来るのを見ている。何とかして杉林を間伐してやぶをなくしてほしい。これらが今、住民たちの切実な願いであります。

いずれ住民からは、あちこちに点在している柿の木を見るにつけ、伐採支援やクマ対策が町からは見えない、何もねえなど言われます。目に見える対策が今迫られているのではないのでしょうか。考えをお聞かせください。

次に、障がい者手帳更新費用に助成を考えてほしいということを伺います。

精神障がい者の居場所づくりとして、のんき会ができて10年以上になります。設立当初から福祉課の尽力がありました。他市町でも当町の取り組みに広く評価されています。相談に乗ったり、交流会を援助したり、多くの精神障がい者の方々がこの間利用してきました。就労支援制度によりB型・A型の就労支援事業ができたことで、のんき会の利用者も働き始めた方々が多くいますが、仕事でつまずいて休業したり、病気で休んで入院してまた利用したりと、ぷらっと立ち寄る場所であるということは、こういう場所があるということは本当に助かると言われていています。B型就労支援を利用しても収入は月二、三万円で、A型は最低賃金1日4時間で六、七万円もあればいいのですが、なかなか障がい者にとっては、このハードルは高いものです。

精神障がい者年金を受給しているのは、ほんのわずかです。その方々が2年に一度の障がい者手帳の更新時期に入ると、不安になるという声をよく聞きます。病院の診断書と写真を撮り、役場に提出しなければなりません。合わせて1万円前後かかります。全国ではこれらのことに補助をしている自治体があります。診断書、限度額3,000円、写真代2,500円、限度額5,000円から8,000円のところがあります。お金がないことで受けられない様々な支援を、受けられないということがあってはなりません。引きこもることで病状が悪化し、生きる希望もなくなってしまう。背負い込んでいる重荷を軽くしてやるのが、この先の希望に繋がります。

次に、のんき会は現在、水沢駅舎を利用しています。土地改良区の管理下に置かれていますが、冬はストーブがありますが、クーラーはなく、テレビアンテナが壊れたままになってしばらくになります。ネット通信ができればパソコンでの交流ができ、利用したいと思っている潜在的な障がい者も増えてくるのではないかと思います。町の財政のうち、ほんのわずかの支援で一つ安心の手が差し伸べられる、これが福祉ではないでしょうか。

以上について考えを伺います。

最後に、旧八中のグラウンドの土砂堆積に危惧するというので伺います。

昨年5月30日、全員協議会におきまして、その1年前の豪雨による農業災害復旧工事による残土を旧八中グラウンドに置き場にすると説明がありました。今年に入り、浜田から本館を通るビューシーラインからグラウンド裏に運ばれるダンプカーが頻繁に通ることから、住民から何の工事かと言われ、現場を見ました。社協裏から入ることが、社協裏からやぶの中をのぞき込んで入ってみましたけれども、これが避難場所か、ヘリポートの場所なのか、荒れた様子を見て驚きました。盛土作業は壁面に張りつけられるように整地され、ダンプから残土が運ばれているのを目撃しました。作業員は、盆で終わるよ、水沢ダムの災害残土だよと言われました。その後も続いて、現在に至っていません。住民は毎日見慣れている。今度は白いダンプカーが大きな石を運んでくるという話に驚きました。実際見てみると大きな石も運ばれ、グラウンドに流れ込んでいます。どこから運ばれ、どこへ行くのか。ダンプカーにプレートを付ける必要があるのではないのでしょうか。

今では雪崩のようにグラウンドに流れ込んでいます。長雨で崩れることはないのか。いつまで続くのか。災害有事の際はヘリポートが活用できるのか心配になります。先日、

北海道・三陸沖後発地震で注意が呼びかけられています。巨大な地震が発生した場合は、テレビの避難所を見ると、毎日報道されてますが、避難地域は深浦まで来ています。我が町に何かしらの影響がないとは思えません。そのような備えは、この場所にできているのでしょうか。

以上について考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。1時より再開し、当局の答弁を求めたいと思います。

午前 1 1 時 4 1 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに一般質問されました8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、クマを寄せ付けない里山づくりのうち、シルバー人材センターとの連携についてであります。

今年のクマの出没状況等につきましては、ご承知のとおりであります。クマの誘因物となる放任果樹等の伐採は、クマ対策の有効な手段の一つであると認識しております。

ご指摘の軽度生活援助事業については、高齢者等に対して「軽易な」日常生活上の援助を目的としており、対象となる高齢者等の家周りの手入れや除排雪などを週1回を限度に、利用者負担1回につき100円で行っている事業であります。やぶや果樹等の伐採は、草刈りとは異なり、専門的な技術や装備、複数人での作業体制が必要となり、「軽易な作業」の範疇ではないものと考えております。

また、本事業の委託先である町社会福祉協議会からは、「当該事業は作業員1名で行っており、危険を伴う伐採作業を単独で行うことは好ましくなく、会員の安全確保の面からも困難であり、本事業の利用目的である利用者の住居環境の保全という点からも、他者の所有地に関してはお断りしている。」と聞いております。

このため、住宅周辺のやぶや果樹の伐採においては、本事業を活用することは、制度の趣旨等を踏まえますと、非常に難しいものと考えております。

町といたしましては、関係機関との高齢者等の見守り活動などから、敷地内及び周辺にある柿の木などの情報を収集するとともに、軽度生活援助事業の該当外となる伐採等

につきましては、専門業者等を紹介するなど、適切な処理に繋げてまいりたいと考えております。

次に、環境保全林条例等についてであります。

クマを里に寄せ付けないためには、山にクマの餌があることが重要であることから、ブナの植樹やナラの保全が大事であると考えております。

こうした中、本町においては、平成27年に初めてナラ枯れが確認されて以降、拡大傾向にあります。町では毎年、国の補助金等を活用しながら、伐倒やくん蒸処理、コナラの植栽などの事業を進めてきております。

また、NPO法人の白神ネイチャー協会においては、毎年、植樹ボランティアの活動をしていただいております。今年も私も参加し、約130人で500本のブナの苗木を植えたところであります。

一方、環境保全林条例は、自然景観に優れた地域や動植物の生態系の多様性に富んだ地域を保全し、後世に継承するとともに、地域住民の保健休養及び交流を図るため、平成18年に町が制定し、町有林の一部を町内の各種団体に植栽等の管理を委託してきたものであります。

しかしながら、委託先の解散や高齢化等により目的が十分に果たされていない状況でありますので、今後は、厳しい財政状況等を踏まえながら、町有林の適切な保全に努めてまいります。

次に、町外所有者の土地放棄地のやぶの刈り取りに関する条例制定についてであります。

町内の遊休農地は約44haあり、農業委員会において貸し手と借り手のマッチングを行いながら、解消に努めてきておりますが、町の農家数の減少もあり、難しい課題であると考えております。

しかしながら、県においては、人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理を行うことにより、出没を抑制すると考えており、町としても、県と協力しながら、クマが出没しないような環境づくりを進めてまいります。

なお、議員ご提案の条例については、民法上の制約があるほか、全国的な議論が必要と考えますので、まずは貴重なご意見として承らせていただきます。

次に、公共施設周辺のやぶ払いについてであります。

公共施設のうち、教育関係については、小・中学校や子ども園、峰栄館等の各施設に

において、日常の管理業務で敷地内の草刈りを定期的に行っているほか、その他の公共施設についても、適宜実施しているところであります。

今後も、限られた財源ではありますが、適切な管理に努めてまいります。

次に、精神障がい者手帳更新費用への助成についてであります。

精神障害者保健福祉手帳の更新につきましては、法律に基づき2年ごとの更新となっており、その際の必要書類の一つとして、医師の診断書が必要となっております。

診断書の作成手数料につきましては、健康保険の適用外のため有料となるほか、手帳に貼付する写真や移動等の経費についても、申請者の自己負担となっております。

一方、手帳を所持することにより、税金の控除やNHK受信料の減免、医療費の助成、公共交通機関の運賃割引などの各種支援を受けることもできると認識しております。

更新費用の助成につきましては、現在、全国で約50の自治体で実施しておりますが、町の厳しい財政状況等を踏まえると、現時点では支援は難しいと考えております。

しかしながら、手帳更新にあたり不安を抱かれているという声につきましては、それらを取り除けるよう、関係機関と連携しながら、可能な範囲で手続き上の負担を軽減してまいりたいと考えております。

次に、のんき会の利用環境の充実についてであります。

のんき会は、心の病を持っている方が自由に集まって語り合いながら親睦を深めることを目的として、平成23年頃から、沢目駅舎の一室を利用し、会員とボランティアの方々の見守りによって、現在は週1回活動している団体であります。

こうしたのんき会の活動が他の市町村から評価いただいていることは、町といたしましても大変喜ばしいことと感じております。

ご質問のテレビ視聴につきましては、現状を確認した上で適切に対応してまいります。

また、インターネット通信環境につきましては、定額料金が生じることや、現在の利用状況などから設置は難しいものと考えております。

精神障がい者につきましては、本町においても一定数の方が引きこもり状態にあるものと捉えており、こうした方々が利用しやすい環境の整備は大事なことと考えておりますので、引き続き、のんき会の活動を支援してまいります。

次に、旧八森中のグラウンドの土砂についてであります。

令和5年の豪雨災害復旧工事で発生した建設残土の搬入につきましては、工事の竣工が来年の3月までを予定しており、その進捗状況は約75%となっております。

また、搬入元は真瀬地区や岩子地区、大信田地区などの農業災害復旧を進めている現場からの搬入であります。

ご指摘のプレートの貼付けにつきましては、残土が産業廃棄物ではないことから、法令上設置義務はないと認識しておりますが、不安に感じている地域住民がいるとすれば、工事の受注業者に対し、プレートの設置を働きかけてまいります。

また、当該グラウンドはヘリポートや避難場所に指定されておりますが、搬入する残土の数量が当初計画より大幅に減少する見込みであることから、いずれも支障はないものと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず、軽度生活支援援助でうたわれております家の周りの手入れがありますけれども、これが、手入れが、家の周りの手入れっていうのはどのようなものを入れているのでしょうか。大きな木の伐採、これは無理だと思いますけれども、やはりやぶとか、それからちょっと下刈りすれば整地されるようなそういう場所があると思いますけれども、家の周りの手入れということで、どの辺までなのか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの見上議員の再質問にお答えします。

要綱にあります家周りの定義ということなんですけれども、こちらに関しては詳しくは書いておりませんが、まず自分の家の敷地ということになります。要するに自分の持っている土地と家の区画といいますか、家を含む区画ということと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 敷地であったら、これは敷地の周りを整理してほしい。これは当然の要望だと思います。大きな木の伐採とかこういうのでなくて、ちょっとやぶが、このままにすればやぶが広がっていくのでないかというこういう危惧が、今、クマが発生してるということで、皆さんこれを思ってるんですね。で、もう間に合わなくて隣の家のやぶも切ってしまったはって、それ駄目なんだよっては言っても、でもクマ来れ

ばどうするのっていうふうな声があります。何ぼしゃべってもやらないとか、高齢者でお願いしたくてもお願いできない、こういうのも多分あると思うんですね。こういう場合の手入れ、これも、やぶの手入れも指すのではないかと思います。まあこれができないということであれば、これはあと別の方法で考えていくしかありません。

それですね、まあ今本当に困っているのは、私のところにも昨日泣きつかれて、ある方が来たんですけれども、とにかく怖くて、施設に入ったおばあさんがもう家の周りがもうやぶだらけ。で、柿の木もあると。で、それを片づけてもわからないことには、どこにどうやればいいのか、そこら辺を町の方では、やぶ対策として、今町長の答弁では一切支援のことは聞かれませんでした。このやぶ対策、家の周りのまずやぶに困っている人たちがかなり多いということで、この辺の支援については今一度考えませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

（「休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時13分 休 憩

.....
午後 1時13分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 質問にお答えします。

高齢者等の敷地内のやぶ等についてという前提でお話しますけれども、先ほども申し上げましたように、こちらの軽度生活援助につきましては、家の周りの手入れを、草刈りとか草抜きとかそういったものを週1回程度、程度に、1時間程度を想定しているんですけれども、そういったものを行う事業でありまして、今おっしゃられた事業と軽度生活援助支援事業を横並びにするのは、ちょっと適當ではないというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 軽度生活支援事業の対象外であるとすればですね、これは福祉課の方ではなくて、このクマ対策として、そういうまあ65歳以下、もしくは65歳以上も全部入るんですけれども、クマ対策としてこのやぶの、自宅周辺のやぶを刈る、こう

いう対策を出してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 現時点ではそういった事業は考えておりませんが、自宅の中ですね、そのやぶ払いとか放任果樹の伐採云々に関しましては、町の中ですねシルバー人材センターに頼んでいただければ、ある程度安価でやっていただけたと思いますので、そういったところを我々としてもご紹介していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） そういうことなんです。シルバーとそういう連携をして、それでやぶ対策を考えられないかということなんです。先ほど町長は、大きい木の伐採は無理だということですが、シルバーと連携して、それで困ってるところを一つ一つ応じて身の回りを整理していく。伐採にならない程度のことをタイアップでシルバーと今後検討していかないかということなんです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ちょっと勘違いされてるところも、お互いちょっと意思の疎通がついてないような感じでですけども、改めて言いますけども、この軽度生活援助事業というのは、社協を経由して実際来るのはシルバーの方ですけども、その方々は、先ほど課長が言ったように大体1時間ぐらいで1回100円、そういう非常に軽度な作業でございます。したがって、その事業を使うことは非常に難しいかなという回答でありました。そういった中で、シルバーの方々が例えば複数人でですねチームを組んで、そういった家庭のやぶを払ったり木を切るっていうことは可能であるというふうに認識しておりますので、そういったところを我々としてもしっかりと発信していきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 軽度について、私この間、議員やってる間ずっともう質問してきて、まあ最終的には加藤町長が所得を取っ払って、低所得者ではなくて全町民が恩恵を受けられるということで、所得に関係なく広範に利用できるということで軽度作業、これを私は議会で取り上げてやってきましたので、このことについては分かります。まあこれができないとすれば、先ほど言われた、町長が何人か組んで、それで社協の方とタイアップして、是非これを計画的にやってもらいたい。これが町民の本当に願いであ

ります。

それとですね、中学校のグラウンドの周辺のクマ対策についてですけれども、これは何年も前から、あそこにクマが住んでいるということが言われてきてます。そして、私、まあ1カ月ほど前にはいろいろ訪ねて歩いて聞いたんですけれども、もうやっぱり大沢方面の方でも、もう私の裏側の方にクマはいつも来て、グラウンドから来てるよって、これは何とかしてほしいということ言われてます。このようにね、はっきりともうここにクマが住んでいるかもしれない、ここが危ないんだというこういう認識、まあ町民もしておりますので、こういうところには抜本的な対策、まあ杉の木切れということではない、やぶ払い、杉の木の間伐をしてほしいんだ、明るくしてほしいんだという声があります。こういうところではっきりもうクマが現れてるっていうことに対して、何か対処はないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 中学校周辺の話でありますけども、我々としても目撃情報がかなり多いところでありますので、十分に把握しているところでございます。

こういった中でですね、これから県の方とゾーニングの設定をするわけでありましてけれども、そういった中でですね、それだけ目撃情報が多い、そしてまた教育施設が近いというところで、ゾーニング設定にあたってはですね、そういったところをしっかりと県と詰めて調整していきたいなと思っています。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非重点地域としてこれは対処してもらいたい。県と一緒にタイアップして解消してほしいと思います。

それで環境保全林なんですけれども、環境保全林には、申しあげましたけれども、環境保全林は町が管理する、ただし必要に応じて地域住民と組織する団体と委託して管理することができるということになってます。で、地域の動植物の生態の多様性に富んだ地域を保全していく。そしてこれを継承していく。こういうことが保全林として整備されていけば、山も明るくなるし、まあ山菜採りにもきのこ採りにも安心して行けると思うんですが、まあきのこは今、全く誰も入ってないと思います。そういうところですね、継承していく、どのように継承していくのか。是非お伺いしたいと思います。

さきにですね、山林を生かした地域活動ということで二ツ井町の梅内集落というところが魁にも大きく載ってましたけれども、総理大臣賞を受賞しております。これは本当

に模範的なところだと思うんです。写真を見ればやはり森も明るくなってますし、二ツ井小学校の児童がきのこの植菌や杉の枝打ちなど行う体験学習をやったり、そして、この地域ではチェーンソーの操作や丸太の切り出しなどを学べる体験館も行っているということです。八峰町のようにもう丸々90%近く山に囲まれた中で、こういう地域とタイアップしてやれるような、また、そこから産業、そして見いだせるような、きのことか山菜とかそういうのを産直でも扱えるような、して、木の切り出し方とかこういうことを小学校、地域、学校と一体となって山を町有林、そしてまたは部分林、財産区、個人の事業の間伐の行うことによって産業が生み出されると思うんですが、継承するというのをどのように考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） この条例でありますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり目的がしっかりあってですね、その中に継承、あるいは多様性に富んだ地域を保全すると、そういった目的でこれを設定したところでございます。その中でですね、町有林の一部をいろんな団体の方々に植栽を含めて管理をお願いしたところでありますけれども、繰り返しになりますけれども、委託先の団体がですね、もう既に解散をしたり、高齢化によってそういった取り組みをやっていないといった状況でございます。見上議員おっしゃるとおりですね、その子どもたちから大人でも地域全体でですね、この山を守るという取り組みは非常に大事でありますので、いずれこの条例もまだ制定してございますので、そういった団体が出てきてくれることを私としても願っているところであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） クマの問題についてはこれで最後にしたいと思うんですけれども、町長は一番先のクマのこれは菊地議員の発言の中に、出沒の報告だけでは足りない、クマの怖さも大事かなと伝えていきたいというふうな、こう何といいますか、足りないかなっていうのではなくて、これは是非力を入れてやってほしいと思うんです。もう現状としては本当に住民の人たちはもう限界に来てるっていうか、耕作放棄地、また周りの周辺のやぶの、まあ特に横間とかね、横間、それから立石もそうです、そういうところはもう本当に過疎化が進んでまして、非常に危険な状態で、私も泣きつかれました。是非ここをね力を入れてほしいかなではなくて、是非力を入れてほしいと思います。

以上、クマのところはこれで終わります。

次に行きます。いいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） 障がい者の問題についてです。

障がい者ののんき会については、福祉課の方からいろいろご援助をいただいたり支援いただいたりして、本当に助かっておりますけれども、この補助に対することは少し前向きに考えていけるのかなってこういう感触を持ちましたけれども、今、本当に精神障がい者、八峰町ちょっと多いんでないかなと言われるくらい精神障がい者が非常に多く、そして就労支援の方に繋がって働いている人たちも八峰町の中にもいますし、B型に通って送迎されてる人たちもいます。しかし、収入としては本当に、B型でやっても1日1時間250円とかそんなもんなんです。ですから、うちにいるよりも、まあみんなと交流して、二、三万円でもお小遣いになれば、家族の人たちの支援を受けてっていうこういう状態になってます。

で、ほとんどの精神障がい者は家族の中で面倒見てもらってるんですけども、やはり何ていうか、身の狭い思いをしながら生活してます。そういう意味でもですね、町でできること、まあ3,000円でも4,000円、5,000円かかるんだよって悩んでる人がいます。今から5,000円どうやって出そうかという悩んでます。そこで二、三千円の補助があれば、財政が非常に苦しいからこれはちょっと無理ですって言われましたけれども、財政がこれに充てられることで影響があるんでしょうか。これは本当に、こういうところに手を差し伸べるのが福祉の仕事だと思うんですが、これが財政に影響してきますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

財政的に少しでも助成いただけないかというようなお話なんですけれども、こちらについては県内各市町村の動向を見まして、こちらとしても検討していくと。財政のことではなくて、仕事の面であるとか、そういった仕事の負担、事務量の負担であるとか、そういったものを総合的に考慮して進めていきたいと、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 県の方でも精神障がい者に対するいろんなサービスがあります。

高速バス半額とかいろんなことをやっていますけども、八峰町の場合はあまりそういうのが見られません。そしてですね、市町村の動向を見てといいますけれども、この精神障がい者の現状をどのくらい各自治体が把握してるのかなというところがあります。これを議会の中で取り上げる議員がどのくらいいるのかな。ここでは、まあのんき会ということでやってくれておりますので、声がどんどん寄せられてきます。その寄せられた声に対してですね、ますますやっぱり八峰町は違うということを発信して周りに影響を与えていく。周りから影響をもらうのではなくて、周りに影響を与えていくというこういうことを考えませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

のんき会の活動や精神障がいの方たちとのお話し合いの機会だったりとか要望する機会ということだと思えますけれども、必要に応じて、事務担当、そして私含めて関係者とその都度協議してまいりたいと思いますので、その点もご遠慮なくご相談してきてくださればというふうに思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非ね、この辺は障がい者に寄り添って支援をしていただきたいと思います。

それで、今利用している水沢駅の駅舎なんですけれども、これは土地改良区で管理されておりまして、土地改良区で何か行事があれば、セコムの関係でここを出ていってくださいとかそういうところもなきにしもあらずです。先日はそういうことがありました。突然の、ここを閉めてくださいということが言われて驚きましたけれども、まあ別に行くところもないので、ここを利用して、まあ駅の近くだし、大変便利なんですけれども、これ土地改良区の管轄に置かれているということについては、そんなに追及したくはありませんけれども、ただですね、どうしても借りてる場所ですのでストーブが1台です。そしてエアコンはありません。それから防災の何ていうか、有線放送の設備もありません。何かあったらちょっと全然取り残されるという、外からの情報を聞くことになりません。それで、もうテレビがつかなくなってから、大雨なんか、台風の時に壊れたと思うんですけれども、まあいろいろお願いしましたけれども、どこからもいい返事がもらえませんでした。これはね、やはり情報としてテレビの受信っていうのは必要なんでな

いかなと思います。せっかく社協からですねテレビをいただいたのに、これがつけられません。まあできるだけ範囲内っていうことで聞いたような気もしますが、借りてるっていうこと理由で取り付けられないということがないように、利用している人たちを最優先に考えて対処してもらえないかどうか、その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

質問の内容は、テレビなどの機器等を整備してほしいというようなことだったと思うんですけども、町長の答弁にありましたように、テレビ視聴につきましては現状を確認した上で適切に対応してまいるということだったんですけども、これ先日ですね見積書の方が上がってきまして、当方の予算で対応可能ということですので、可及的速やかに設置させていただきたいと思います。その他のエアコンや快適な環境のための設備については、先ほど来申し上げましたとおり、皆さんでお話し合いしながら、もちろん支援できるところはするし、できないところは話し合いによって解決すると。現在も夏の間は沢目駅前のコミセンを無料で使わせていただいているというような運用をされていると思いますので、皆さんで工夫しながら利用させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非ですね、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、八中グラウンドの土砂堆積について伺います。

ダンプにプレートが必要ではないかということを感じましたのは、本当にあそこに水沢ダムというか水害に遭ったトラックだけなのかなというこういう疑問も、住民から寄せられました。まあ私もちょっとあったんですけども、9時過ぎになるともう4台のダンプがビューシーラインを通過してグラウンドの方に走って行ってます。4台連ねて。で、それはあと何回か往復していくんですけども、ちょっと見かけないダンプもいるのではないかなとか、まあ能代から運ばれてるダンプが土砂を積んで何かこっちに来てるんでないかなというそういうこう何か疑いもあって、まあ課の方に聞いてみましたら、絶対そういうことはない、それあったら大変だということだったのですね。で、頻繁に日曜日以外もう毎日です。で、やっぱり住民ももう覚えてまして、どのトラック

がどう、どのトラックとか、もう中にはもうプレート、ナンバーまで控えてる人もいます。で、そういう意味でですね、住民の人たちとの関係もありますので、まあ大きな石が運ばれてるよ、大変だよって、まさかそういうことねえべってということで私も見に行きましたら、まさかのとおりでした。で、やはり石が、大きな石が堆積されてます。それが下の方にも落ちていってる状態も見てきましたけれども、これがですね本当にそこから運ばれてどこに来てるのかっていうことを明確に示すような、まあ入り口のところとか出入りのところとか、それからプレートに、その利用するダンプカーに、各、まあ産業廃棄物ではないということですので、そういうことが可能であればそれを取り付けた方が住民も安心するのではないかと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 見上さんの再質問にお答えいたします。

町の今の認識といたしましては、ほかの町の農業災害以外のところから残土が搬入されているということは認識しておりません。例えばそういう形でほかのところからの残土が入ってきているとするのであれば、まあ現場にもバックホーに乗ってる人間いますし、そういう人が気づいてくれるのかなと思っております。で、そういうことがもしありますと、それは町としましては不法投棄という形でもう警察に訴えなければいけないとなりますので、現状としては町では認識しておりません。

で、町長の答弁にもありましたとおり、まあ業者の方にですね働きかけて、どこどこからの残土、災害の残土ですよというのは貼り付けられないか、業者さんと打ち合わせしていきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） これが来年の3月までの事業だ、まあ今年度中の事業だと言われましたけれども、私が8月に見た時とはかなりの残土が運ばれて、斜面がもう雪崩的に、そして大きい石もごろごろとこう上からやはり転がってきてます。これがどのように整地されるのか。もう斜面を取り囲んだ状態で固めるのか。そうなれば非常にグラウンドも狭くなりますし、災害の場所として適当なのかどうなのか。これがちょっと疑問が湧いてきます。あそこは非常に大事な場所として、海岸沿いの方からやっぱり逃げてこられる、泊とか浜田とか、もちろん下椿の方とかとあると思います。私も何度か見ましたけれども、社協の裏はもう草が鬱蒼としてまして、ちょっと足が踏み出せるよう

な状況ではありませんでした。で、まあダンプをいろいろ見てる男性からも、社協の方に草刈れとかって言われて、おら方のやることではねえんだというふうなこうやりとりを聞いたりしてるようですけれども、まあこの前見た時は少し刈られてましたが、これが本当に避難場所なのか、そしてヘリポートもあそこでできるのかどうなのか、非常に疑問です。

先日の北海道・三陸沖後発地震注意報が青森県ぐるっと一回り津波警報が出てます。それが、まあ津軽に来なくて良かったなと思ったら、昨日おとといくらいにはもう深浦までが注意地域になってます。深浦と隣合わせの八峰町八森沖、この海岸でも何が起きるか分かりません。何が起きるか分からないことを想定して、テレビでは今盛んに注意を促しております。こういう意味でですね、今からこういうことがもう起きてるので、避難場所としてこれが大丈夫なのかどうなのか、担当の課から答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

当初はですね、あそこのグラウンドに全ての農業災害の残土を投入する計画でございました。その時でいきますとまず4万3,000立米ほどの計画でございましたが、別な捨てる場所もありましたので、現在では1万5,000から2万立米ぐらいになるのではないかと想定しております。で、グラウンドといたしましては、ほぼ5分の1ぐらいのところに残土が投入なりますが、校舎側といいますか、そちらはもう半分以上確実に残ります。で、避難場所として一次避難場所となりますので、避難場所、また、ヘリポートですか、としては確実に運用ができるものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） すいません、今の農林水産課長の方にちょっと補足させていただきますが、草刈りの方、なっておらなかったというふうなことだったんですけども、一応あそこヘリポートというふうなことで年2回草刈りをする事としております。ただ今回、残土を運ぶという関係上、刈られてなかった時期に見上議員の方でご覧になられていたのではないかなと思っております。通常であれば、こちらの残土の搬入の方が終わりましたら年2回草刈りというふうな形となります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 年1回の草刈りでは駄目です。

(「年2回」と呼ぶ者あり)

○8番(見上政子さん) ごめんなさい。年2回、ごめんなさい。年2回の草刈りで、本当に今雨降ったり高温になったりすると、もうすぐもう草ぼうぼうで中に入っていけないような状況になりますので、年2回と言わず、見守りというか、重要な避難場所としてやはりそれは何度か点検して行っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長(皆川鉄也君) 答弁必要ですか。

○8番(見上政子さん) はい、いいです。お願いします。

○議長(皆川鉄也君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長(岡本勇人君) 見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど防災町民課長答弁しましたとおり、年2回の草刈り計画で計上しておりますので、確実に履行してまいります。

○議長(皆川鉄也君) ほかに質問ございませんか。

これで8番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。50分から再開いたします。

午後 1時43分 休 憩

.....
午後 1時48分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番(奈良聡子さん) 3番奈良でございます。

傍聴者の皆様におかれましては、午前中に引き続き足を運んでいただきまして、ありがとうございます。

通告に基づいて一般質問を行います。

はじめに、クマ対策についてお尋ねいたします。

近年、クマの大量出没が全国的に相次ぎ、非常に大きな社会問題となっています。今年には特に人間の生活圏内である町中への出没が激増し、各地で人身被害が多発しています。農作業中や散歩中の人間を襲う、あるいは作業小屋や民家や商業施設などの屋内に侵入するといった、従来の生態とは明らかに異なる、人間を恐れなくなった、いわゆるアーバンベアが増えてきたことで、日常生活や経済活動などへの影響が広がり、生命の

安全が脅かされています。散歩や外出もままならない、クマがいないかどうかを確かめてからでないと外に出られないという異常な状況が続き、人々のストレスは相当たまってきているのではないかと思います。

そこで、次の4点について当局の見解を伺います。

1点目、通告書には「現在、町ではスクールバス送迎の対象を通学距離2km上の児童生徒としているが」と書きましたが、これは誤りでありましたので、ここは削除させていただきます。

改めまして1点目、八峰町スクールバス運行管理要綱によれば、八森小学校は横間、立石、茂浦、中浜が、峰浜小学校と八峰中学校は水沢、高野々、三ツ森、カッチキ台が送迎の対象となっておりません。これらの地域に居住している児童生徒に関しては、保護者の方々の自家用車による送迎に頼っているのが実情です。一旦仕事を中断して学校まで子どもを迎えに行かなければならない保護者からは、送迎が負担になっているという声や、送迎対象となっている隣接地区と距離は大して変わらないのに、なぜ自分の地区は駄目なのかといった不満の声が届いています。

町中へのクマ出没の現状に鑑みて、子どもたちの安全を担保し、保護者の負担を軽減するためにも、全ての児童生徒をスクールバスによる送迎の対象とすべきではないでしょうか。

2点目、能代山本圏内では、今年度約290頭が駆除され、八峰町においても76頭が駆除されました。11月には能代向能代の民家敷地で初めて緊急銃猟が行われました。山、バッファゾーン、人間の生活圏にそれぞれ何頭のクマが生息しているのか全容は明らかになっていませんが、頭数は確実に増えていると感じます。

2021年以降、ブナの実が1年置きに豊作と凶作を繰り返しているという秋田県林業研究研修センターの調査結果から、来年2026年の豊作予報が出ていますが、人里の餌場を覚えたクマが山に戻ることは考えにくく、来年以降も今年と同じような状況が続く可能性は十分あります。クマの頭数管理、ゾーニング、山の環境整備など、中長期の対策をどのように進めていくのでしょうか。

3点目、猟友会の負担軽減と報酬引き上げ、公務員ハンターの採用についてどのように考えていますか。

4点目、クマ騒動で外出を控えるようになり、飲食業や観光産業、あるいはイベント関係者が売上げの落ち込みやイベントの規模縮小など、少なからず打撃を受けています。

消費喚起策が必要ではないでしょうか。

続いて、旧八森役場庁舎跡地の宅地無償譲与事業についてお尋ねいたします。

本事業は子育て世帯の定住促進を目的に計画され、令和6年1月に募集を開始しましたが、今のところ借り受け済みになっているのは1区画のみで、4区画が空き状態です。将来の小学校統合を視野に入れた場合、子育て世帯は八森地区よりも峰浜地区への居住に利便性を感じるかもしれません。また、宅地の無償譲与は魅力的であっても、ローン返済を嫌い、家を建てるよりも借りの方が良いと考える方もいるのではないのでしょうか。現時点での問い合わせ状況と事業の見通しを伺います。

最後に、体験型・滞在型ツアー商品の開発についてお尋ねいたします。

観光庁の「地域観光魅力向上事業」に応募し採択された「白神の湧水で創る『SHIRAKAMI FULL COURSE』PROJECT」は、体験型・滞在型観光ツアーの造成・販売、食、遊び、宿泊の4つを柱に事業を展開するとしています。観光協会等の地元関係者や圏域内DMO等と連携し、国内外の観光客を対象とした、輝サーモン、黒しいたけ、生薬、地酒等、地域食材を活用した新メニューの開発や、地元木材を活用したバンガロー村のインバウンド向けリノベーション、白神山地周辺のトレッキングをガイドするジュニアボランティアの育成等に取り組むことで、高付加価値的かつ持続可能な体験型・滞在型観光商品を造成・販売することを目的とするともうたっています。この事業への取り組みは、八峰町の資源を磨き上げる絶好の機会であり、特に体験型・滞在型ツアー商品の開発には力を入れるべきだと考えます。

旅の形は多様化しています。外国人旅行者や一般的な観光では飽き足らない旅行慣れた人たちには、特別な景勝地やグルメよりも、民家に一定期間滞在して農作業や家事を手伝ったりしながら、その地の普段の暮らしや文化に触れる「特別な体験」が魅力的に映り、地元の人々との交流や周辺観光を楽しみたいという欲求があります。見知らぬ土地で暮らしたことが、その後の再訪や友人知人等への紹介、SNSでの発信などに繋がり、八峰町のファンや関係人口になってくれる可能性があります。また、祭りや行事への参加も期待できます。

受け入れ民家の確保という課題はありますが、持続可能な観光の在り方として検討してもいいのではないのでしょうか。

以上3項目について答弁を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたしますが、スクールバスについては、この後、教育長が答弁いたします。

はじめに、クマ対策についてであります。

今年、全国的に人の生活圏へのクマの大量出没や人身被害が多く発生しており、その背景には、人口減少という社会的な変化や温暖化による自然環境の変化など、様々な現象が複雑に重なったことが原因であると考えております。

町では、11月末時点における目撃情報は153件、おりや銃器での捕獲頭数は76頭となっており、町としましても危機感を持って対応しているところであります。

ご質問のクマ対策の中長期的な取り組みとしては、国が示しているクマ被害対策パッケージにある専門人材や捕獲技術者の育成や、適切な個体数の管理、クマと人の生活圏とのすみ分け、ゾーニング管理等があると考えております。

このうち、ゾーニング管理については、地域の方々の協力を得ながら放任果樹の伐採や、やぶ化した農地等の刈り払いを進めるほか、県と連携しながら管理強化ゾーンを設定し、管理捕獲を強化することで、人とクマのすみ分けを図ることとしております。

また、国の補助金を活用したナラ枯れ対策を継続して実施するとともに、ネイチャー協会の協力をいただきながら、引き続きブナの植樹の支援を行うなど、山の環境整備にも取り組んでまいります。

次に、猟友会の負担軽減や報酬引き上げ等についてであります。

現在、町の猟友会には、八森支部4名と峰浜支部18名が在籍しており、その方々に鳥獣被害対策実施隊員として活動いただいておりますが、会員の高齢化や新規加入者の減少など、課題を抱えているところであります。

町としましては、会員の負担軽減を図るため、クマのおりが閉まった際に携帯電話に通報が入る「わなベル」を設置し、巡回の回数を減らす取り組みを行っているほか、町職員も同行し、おりの設置や撤去の支援を行っております。

報酬の引き上げにつきましては、緊急出動時や捕獲後の翌日に解体を行う場合には、日額8,000円、捕獲1頭につき1万円の報償金、その他、猟友会各支部へは、基本額8万円に会員1人当たり1万円をプラスした猟友会補助金等をお支払いしており、県内各市町村と比較しても金額が高いことから、現時点においては報酬の引き上げは考えておりません。

しかしながら、近年の燃油や火薬の高騰など、会員の金銭的負担が増えている状況にありますので、今後、猟友会との意見交換を重ねながら報酬の在り方について検討してまいります。

また、公務員ハンターにつきましては、雇用体系や冬期間の業務に加え、地元猟友会との調整等の課題があることから、町独自の設置は難しいと考えますが、国のクマ被害対策パッケージにも記載されておりますので、引き続き県や他市町村との情報交換を行ってまいります。

次に、消費喚起策についてであります。

クマの出没は、人身被害や農作物などへの直接的な影響のほか、買い物や散歩などの外出機会が減少し、日常生活等にも影響を与えております。

とりわけ、町の大事な産業の一つである観光については、観光客が減少し、飲食業や宿泊業をはじめ、町の経済が全体的に落ち込むことが懸念されております。

こうした中、県では「クマ出没に関する経営相談窓口」を設置し、県内企業における売上げ減少等の相談に応じているほか、町では、地域経済全体の消費喚起が重要であると考え、今後、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による支援策を検討してまいります。

いずれにいたしましても、クマの出没により地域経済に影響が生じないように、県や地元商工会等と連携しながら取り組みを進めてまいります。

次に、旧八森役場庁舎跡地の宅地無償譲与事業についてであります。

この事業は、令和5年10月から12月末まで4回に分けて募集を行い、令和6年1月からは随時申し込みを受け付けしております。この間、5年10月には全戸配布チラシと町ホームページに掲載し、新聞にも取り上げていただいたほか、12月には町公式LINEにも掲載し、さらに、今年10月には区画の空き状況等を表示した看板を現地に設置しております。

宅地については、今年11月末時点において、全5区画のうち1区画が入居済みであります。残り4区画については、申し込みや問い合わせは寄せられていない状況であります。

申し込みが低調で推移している明確な理由は把握できませんが、建築資材の高騰により、住宅の新築費用が相当に高額となっていることなどが要因ではないかと考えております。

町としましては、住宅を新築することにより土地が無償譲渡されるほか、町の「住まいづくり応援事業補助金」が受けられる経済的に有利な事業でもありますので、引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、体験型・滞在型ツアー商品の開発についてであります。

国内の観光業は、2023年以降、水際対策の緩和を受け、訪日外国人観光客は急増しており、2024年には過去最多の約3,300万人を突破するなど、目覚ましい回復となっております。

また、これに牽引されるように民泊需要は拡大を続けており、国によると、民泊新法が施行された2018年に約3万件だった民泊物件数は、2024年には10万件を超え、現在、民泊等に一定期間滞在し、その土地の日常を体験する「ローカル旅」は、新たなトレンドとして国内外の旅行者から注目されており、本町のような過疎地域においても有効な施策となり得るものと認識しております。

町では今年度から、国・県の補助事業等を活用しながら、地元食材を利用した新メニューの開発や、インバウンド需要に対応するためのポンポコ山公園バンガロー村の改修、散策路の整備など、体験型・滞在型ツアー商品の開発に着手しております。

また、昨年度からはJR東日本との連携事業にも力を入れており、昨冬の臨時列車「ストーブ八峰号」の運行を皮切りに、今年度も、留山トレッキングと温泉を楽しむイベントや御所の台エリアでのヨガイベントなど、五能線を活用した複数の事業を展開しております。

さらに、町では、これらのツアー商品開発と合わせて、多言語対応やGPS機能等を有する、県内初となる「多機能型デジタル観光パンフレット」の導入にも取り組んでおり、これにより利用者の利便性向上が図られるとともに、情報発信ツールとして機能することで発信力や集客力の強化に繋がるものと期待しております。

しかしながら、現在、町で取り組んでいるツアー商品の開発は、宿泊施設や食メニューの充実、既存観光資源の磨き上げ等が中心であり、議員ご提案の、その土地の文化や暮らしなどを体験できるコンテンツは、まだまだ不足していると考えております。

このため、過去に町で実施していた移住ツアーの際に好評だった田植えや稲刈り、梨のもぎ採り、古民家リフォームなど、本町の日常を体験できる魅力あるツアー商品の開発が急務となっております。

また、外国人観光客等に人気の高い、体験と長期滞在の両方に対応できる民宿等も少

なく、さらにインバウンド需要に対応するためのソフト面の対策も不十分であることから、まずは、体験メニューと宿泊先のマッチング等も含めた、全体の枠組みを構築することが喫緊の課題となっております。

今後、町といたしましては、今年7月に、能代市の団体と本町の漁師らが連携して取り組んだ「漁師体験ツアー」等を参考にしながら、仕事や家事体験、観光する場所、滞在期間など、一定の項目を自由に選択することができる「日常体験型」のツアー商品開発に向けた検討を進めてまいります。

また、現在取り組んでいる「SHIRAKAMI PROJECT」のモデルツアーにも、手這坂集落等での田舎暮らし体験が組み込まれており、今週末には首都圏から二家族がモニターとして参加し、ツアー商品の開発に向けた意見交換やSNS等を活用した情報発信を行う予定となっております。

さらに、町の認知度を高め、誘客を推進していく取り組みとして、地域おこし協力隊や観光協会等と連携し、本町での暮らしがイメージできるような、きめ細やかな情報発信に努めていくとともに、神輿の滝浴びや花火大会、植樹ボランティアなど、町の行事等を通じて、ふるさと会や風力事業者、首都圏の大学生など多様な関係者と繋がり、関わりの輪を広げることで、関係人口の創出・拡大が図られるものと考えております。

加えて、昨年6月にオープンし、既に外国人観光客を中心に高い稼働率を維持している「お宿・山本」の成功事例に学びながら、民間視点による経営戦略や運営方針等についても、知見を深め、今後の観光事業に役立てていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、観光分野については課題が山積しており、現在も様々な事業展開を模索している段階ですが、引き続き国や県の補助事業等を有効に活用しながら、持続可能で高付加価値的な観光が実現されるよう取り組みを推進してまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の1問目、クマ対策について、スクールバス関連の質問にお答えします。

スクールバスの運行については、スクールバス運行管理要綱において利用地区を定めて運行しており、徒歩圏内の児童生徒数は、八森小学校においては20名、峰浜小学校においては21名、八峰中学校においては30名であります。

徒歩圏内の児童生徒は、現在、保護者に送迎をお願いして通学している状況であり、

少しでも保護者の負担を軽減するため、学校の解錠時間を早める対策を講じております。

また、スクールバス利用の児童生徒につきましては、バス停留所への送迎と見守りを保護者にお願ひし、安全に通学できるよう対応している状況であります。

議員ご提案の徒歩圏内の児童生徒をスクールバスの対象とする場合、現状のスクールバスで対応することは定員と乗車時間の関係上、非常に厳しい状況であり、町バスを利用することが想定されますが、その場合には4台が必要であり、所要経費としては、シルバー人材センター委託料として月額約170万円と試算しております。

通学時にクマ被害を防止するためには、児童生徒が自宅の玄関から学校の昇降口まで、ドア・ツー・ドアで通学することが一番安全な通学方法であると考えておりますので、保護者の方々には大変ご負担をおかけしますが、現状の通学方法の維持にご理解とご協力をいただきますよう、引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まず最初に、1問目の1点目から再質問いたします。

全ての児童生徒の送迎を町の車でやるとすれば、町バスは4台必要であると。この4台ということは、4回に分けて、4回のその運行時間ということになるんですか。それとも、何回に分けてその運行することが可能になるということでしょうか。一度に4台ですか。一度に4台でやっちゃうと。

そうですね、今のバス、今保有してるバスで、保有というか、今使用してるバスで一度に全員の乗せるのは無理であれば、二度に分けて時間をずらして運行するとかルートを変更するとか、そういった対応はできないものでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の再質問にお答えいたします。

現在の運行でも学校に到着する時刻がぎりぎりになっております。ですから、1回使用したバスをもう一度使用するとなると、もう学校が始まってしまいます。または2台、2回目を動かすためという、早くスタートしなきゃいけないということがありますので、子どもたちの負担はかなりなるということも考えられるので、実際にこれからやるとすれば4台必要になるということでもあります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） もし登校の時に全員を送るのは無理なのであれば、下校の時だけでも何回かに分けて子どもたちをドア・ツー・ドアで送り届ける。下校に限ってでもできないでしょうか。その下校の時に迎えに行く負担がかなり保護者は感じてると思うんですね。その点についていかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の再質問にお答えいたします。

保護者の方々が下校時刻に迎えに来るっていうことは大変負担になるということ、私達も考えております。そこで、今回保護者にお伝えしているのは、送迎が難しい場合には放課後児童クラブという場所がありますので、保護者が仕事終わるまでそこで子どもたちを預って、安心・安全で迎えに行ってもらってっていう対策をお願いしているところですので、無理してその時刻に学校に迎えに来てくださいということにはならないのかなと考えておりますので、その放課後児童クラブの利用をこれからもお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、放課後児童クラブを利用した場合は、そのスクールバスで送り届けるということになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 今のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは、保護者の方々が仕事が終わってから直接その児童クラブまで迎えに来てくれるっていう制度でありますので、スクールバスとは全く関係ありません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 保護者の方にその放課後児童クラブの利用をお願いしているという話でしたが、実際保護者からの不満の声が上がっているんですね。隣の地区の子どもたちは送迎してもらってるのに、ほとんど距離は変わらないじゃないかと。ついでに乗せてくれればいいのになという声が上がってるんですね。そういう声を本当に、保護者と町ですとか、あるいは学校側と保護者との両者の懇談会というんですかね、意見交換会みたいなことは今までやったことはあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

今まで不公平感があるのでないかということは、いろんなこうスクールバスの運営協議会等も開催していますし、先日、町長との子育てミーティングの時にも話題になりました。でも、今までいろいろこう検討してまいった結果、現在の運行状況が財政的にも対応できるということで行っておりますので、特に今回のクマ被害に関しては、先ほどもお話ししましたが、うちから学校の昇降口まで車で送っていただくのが一番安全・安心だと私たち考えておりますので、引き続き現在の体制はお願いしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） しかし、その送迎の対象になってる児童生徒たちは、まあ保護者がついていなくても停留所から学校まで送迎をしてるわけですね。そこで送迎の対象になってる児童生徒と対象になってない児童生徒で、やっぱり少しく差がつく。そこはやっぱりちょっと、まあその不公平感というのはなかなか払拭できないのではないかなと思うんですね。やっぱり負担はその対象になってない子どもたちの保護者の方に行くわけですし、だから4台で月170万円、これももう少し精査して町にあるいろんな資源を活用して、もっと柔軟な対応というのはできないんでしょうか。まあ考え抜いたことだとは思いますが、もう少しその、まあ結論ありきというんですかね、できない理由を探すのではなく、どうすれば実現できるのか、もう少し知恵を絞る余地があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

全員乗せる場合のバスの運行費については、できるだけお金をかからないようにするために町バス4台ということを考えて、でも運転手のことを考えると、どうしてもこの金額になってしまいます。もっと具体的にお話すると、一月1人当たり2万いくらかという財政負担がかかるということで、これは現状ではちょっと厳しいかな。ですから、こういう緊急事態の場合には、私たちも頑張りますし、保護者の方にもご協力いただいて子どもたちの安心・安全を確保してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まあそれぞれが同じように理解と協力をするということで、保護者の方々には納得できるような説明を十分にさせていただきたいと思います。

1点目については以上です。

次、2点目ですが、クマの頭数管理、まあゾーニング、朝からずっとクマの質問ですので大体内容の方は分かったつもりではありますけども、やはりね、この背景にあるのは人口減少問題だというのは一番大きいと思うんですね。何をやるにしてもその目の前に立ちはだかつてくるのは人口減少問題でありまして、あと、気候変動ですよ。このような要因によってクマ問題も起きてきてるわけですけども、専門家に言わせると、やはりこれは今起こったことではなくて、20年前にはこの大量出没は始まっていたということです。ですから、対策は非常に後手後手に回ってここまで来てしまったということなんですけども、そのクマと人間っていうのは共生は無理、ということは多分共通認識に今なってると思います。共生ではなくて、やはりすみ分け、これを徹底しないと、この問題はなかなか解決しないと思います。バッファゾーンにも、その生活圏にもクマは絶対もう入ってこさせないようにするしかないと思うんですね。かといってまた、ただやみくもに捕殺して数を減らせばいいという、これもまた違う。捕り過ぎず、かといって、何ていうんですか、過剰に保護するのでもない。その辺こううまくバランスを取ってやっていかなければならないと思うんですけども、国と県との連携、そしてその国・県からの支援も必要ですけども、秋田には阿仁のマタギという狩猟文化があるわけですよ。で、八峰町内にもそのマタギをやっていた方が昔はいらしたと思います。今かなり高齢化されてると思うんですけども、今一度、このクマ対策についてですね、単に捕獲して頭数を管理してというそれだけではなくて、この古来のクマの狩猟文化というか、それを今一度見直し必要があるんじゃないかと思うんですけども、文化的な側面を大事にしてですね、その辺については町長はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたしますけども、ちょっと私も非常に勉強不足でして、この町にもマタギ文化があったというところ、ちょっと私も承知していなかったもんですから、ちょっとなかなかこの答弁に難しいところありますけども、いずれ文化を大切にしていってというところは私も共感するところでもありますので、もしそういった文化があるんだとすれば、先代の方々ですね、お知恵を借りながら様々

な対策をしていくべきだというふうに考えております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私も特別詳しいわけではないですけども、そういう方がいたという話は聞いております。先般、山本議員の方から、クマフォーラムでしたっけ、何だったっけな。

（「サミット、クマサミット」と呼ぶ者あり）

○3番（奈良聡子さん） クマサミット、それについて鈴木知事の方に提案したところ、非常に前向きな回答があったということですが、もし実現したとするならば、今申し上げましたマタギ文化っていうか、その狩猟文化、これについても是非取り上げていただいて、個体の頭数管理、ゾーニング、そういうものも科学的な知見に基づいた対策も必要ですが、狩猟文化というものをどのように捉えていくのか、それも是非議題として取り上げていただければいいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先だってですね知事と話をさせていただいて、そのクマサミットの提案をしたというのは、さきの全員協議会でもお話しさせていただきましたけども、その際にですね知事からは非常に共感得たということと、あと、あまりこう私もですね全国から人を集めてっていうような話をしたんですけども、あまりこう大々的にするのが適切かどうかというような発言もされておりましたんで、ちょっと規模としてはですね、どうなるかまだ分かりませんが、開催も含めてですね、いずれそれが実現するとなればですね、先ほど奈良議員の提案のあったですね、その狩猟文化というところも是非テーマとして取り上げていただけるような形になるよう、私も県の方に働きかけていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ありがとうございます。規模はそんなに全国までという風呂敷を広げることはないと思いますが、是非よろしくお願いします。

それと、3点目の猟友会の負担軽減等についてでございますが、八峰町はかなり処遇は非常にいい方であるということですが、やはりクマ1頭について1万円、これは何人で行っても1万円だということで、これを人数割するとそんなに満足できる額ではないかなとは思うんですね。おそらくすごいストレスがかかると思うんです。危

険ですし、慎重にやらなければやっぱり自分もけがをするわけですから。それで藤里町は確か1万2,000円ではなかったかと思うんですが、やはり負担を考えると、まあ決して高いとは言えないと思うんですね。誕生祝金にかなりの高額なお金を投じるわけですが、是非その危険、生命を、命懸けで有害動物の駆除にあたる猟友会の皆さんたちにも、できるだけ誠実な対応、誠意のある対応をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 奈良議員の再質問にお答えいたします。

奈良議員おっしゃるとおりで、藤里町はクマ1頭1万2,000円、当町は今1万円という形で進めております。ただ、ここら辺で見ますと、やってるところはうちと藤里がやっておりまして、町長答弁にもありましたとおり、火薬代、あと軽トラで巡回していただく時の燃油代高騰しておりますので、そちらにもちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 次、ガバメントハンターについてお尋ねします。

これ、実際に公務員として、公務員が狩猟免許を持ってハンターとして働いてる自治体が実際ございます。堀内町長ご存じかと思えますけど、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、私もそこまで把握してなかったです。申し訳ないです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 長野県の小諸市を中心に自治体職員が狩猟免許を取得しております。クマやシカなどの有害鳥獣の捕獲駆除を担う存在で、小諸市には2人の若手のガバメントハンターがおります。正規の行政職として活躍しているそうですが、これは一つの自治体で実施するのはちょっと難しいかもしれませんが、実際にやってる自治体もあるわけなので、やはり一番クマの出没に悩まされてる秋田県としてはですね、国・県の支援もいただきながら、是非ともこの採用を真剣に考えていただきたいと思います。やはり専門職は必要だと思うんです、クマに限らず。海外なんかだと公園の管理者とか野生生物の頭数管理とか、そういうものを総合的な知識と知見と経験でもって対応する、そういう保護官みたいな人材もおりますが、八峰町もそういう方を採用し

て、そして後進を育てていくようなそういう環境をつくることも大事ではないかと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） この公務員ハンターにつきましてはですね、この国のクマ被害対策パッケージの中長期的に取り組むことというところにもしっかりと記載されておりまして、どうもですね、その人件費については国が負担するというような報道もありますので、おそらく財政的な負担はこの各市町村は求められないだろうというふうに思っています。

ただですね、先ほど私答弁で申し上げたとおりですね、じゃあ冬期間何するんだとか、そういった様々な課題というところをやっぱり一つ一つ整理していかないと、はい、やりますとか手を挙げますというような形にはいかないと思いますので、そういったところをですね、しっかりと庁内において整理しつつ、そしてまた、県、あるいはほかの市町村との意見交換を重ねながらですね、この取り組みを進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） では、1問目の最後の4点目についてお尋ねいたします。

地方臨時交付金の支援も検討するという答弁でございましたけども、これは今年度中に実施できる可能性はありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今正にですね国会の方で審議されている交付金でありますけども、どのくらいの規模感になるかというところ、具体的な数字がまだ示されておりませんので、まずはですね、その内容をしっかりと精査して、で、おそらくですね今年度中には議員の皆様にも形をお示しできるかと思っておりますので、その時にですね改めてご説明したいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 1問目についてはこれで終わります。

続いて2問目。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○3番（奈良聡子さん） 4回募集したけども、埋まっているのは現在1区画のみということで、今年10月に看板を立てたということで私もちょっと見に行きましたけど、非

常に控え目な看板で、ちょっと目立たないかなという感じでしたけども、明確な理由、これ分からないという回答で、分析されてないんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ご質問にお答えをいたします。

分析はしておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ストレートな答弁で、やっぱり分析が必要だと思うんですよ。事業目的が子育て世代の定住促進ということなんですが、先ほど申し上げましたように小学校の統合が実現すれば、やっぱり峰浜の方に魅力を感じる保護者が多いと思うんです。能代も近いですしね。で、今、物価も高止まりで、長期金利も上がっております。そういった環境で、果たして家を建ててローン組もうかっていう気になるかっていったって非常に難しいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ご質問にお答えいたします。

奈良議員ご指摘のとおりだと思います。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この事業は一応全部埋まるまで募集するということですが、もしこのまま埋まらなければ、その時は事業の目的を見直すということはあるですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

ここの当該地区でございますけども、ご承知のとおり、まだ1軒しか建っていないといった状況で、非常に苦しい状況ではあるということでもあります。現時点ではですね引き続きPRに努めるということで答弁させていただきましたけども、今後ですね何年経っても埋まらんぞというような形になりますと、やはり我々もどういったところにターゲットを絞るのかとか、あるいは、この宅地で良かったのかっていうところをですね改めて、こう何ていうんですかね、見直ししていく必要があるんだというふうに思っております。まだその時期ではありませんけども、いずれそういった時期が来ましたらですね、その見直しなんかも含めて、しっかりと町民の皆様、そしてまた議員の皆様にお示ししたいなというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） やはり対象を子育て世帯に限定するっていうのはなかなか難しくなってくると思います。まあ宅地でいいのかという今の答弁ございましたけども、もとはといえば、確か私の前の中浜の自治会長の時に、自治会要望であそこを宅地にしてほしいという要望があったというふうに私は聞いております。それを受けての事業展開だったかとは思いますが、何年も空き地の状態にしておくということはやっぱりできないと思いますので、ちょっと先が見えてきたなと思ったら早めに次の事業展開を考えていただきたいと思います。できれば町長の1期目のうちにやっていただければいいかなと思いますけども。

2問目はこれで終わります。

それと最後の質問でございますが、私、テレビで見たんですけども、山梨県の南アルプス市の観光農園で中込農園というところがあるんですけども、その園主が元学校の英語の先生でして、1996年にホームページを開設して翌年にその英語版を開設しましたところ、海外からのその申し込みが殺到しまして、いわゆるファームステイです、ホームステイの農園版というか、それが非常に人気がありまして、泊まり込みで無償でその農作業をするんですって。農作業するらしいんです。それで、その無償で農作業してくれたかわりに宿と食事を無償で提供するという、そのお互いウィン・ウインの関係で非常に人気がありまして、国外から年間200人ほど受け入れてるそうです。まあ山梨と、首都圏に近い山梨と秋田はちょっと事情が違いますけども、その果樹栽培、果物狩りだけではなくて、果樹栽培のための農作業、農作業がその観光資源として活用されているということなんですね。で、滞在期間は1週間程度から数か月程度で様々です。この人気の理由が、園でのファームステイ、これ単に作業をするっていうだけではなくて、日本のものづくりであるとか文化を学ぶ格好の場として受け止められているからと。宿泊場所が無償で提供され長期滞在できると。で、滞在した後に富士山や関東、関西方面を旅する人が多いということなんですね。これはどこでも応用できると思うんです。例えば八峰町の例えば果樹農園、まあ笠原さんが事業継承した、やっほー f a r mとかありますけども、いろいろ、しいたけ農園もあります。そういうところで作業を手伝って、で、無償でお手伝いするけども宿や食事も無償で提供してもらえる。で、その滞在が終わったら今度は青森とか北海道、あるいは岩手、山形に旅するっていうこともできるわけなんですよ。これはいろいろ応用のできる旅の形だと思うんですけども、ここら辺をもう少しこう深掘して、八峰町の旅の形として作り上げていくというのも一つの手で

はないかと思えますけども、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のおっしゃるとおりですね、そういった形も一つあるんじゃないかなというふうに思っております。

八峰町かつて、皆さんご承知のとおりですね半農半Xっていうのをやっておりました。あれはですね、半分まあ別な仕事をしながら、こちらに滞在をしてですね農業を手伝って、確かあの時は宿泊はただだったように思っていますので、かなり似てるかなと思っています。そしてまた、おてつたびっていうのをですね、確か山形なんかでそんな特集組まれてたと思えますけども、そんなのがあってですね、その鉄道代を農作業やりながら稼いでいろんなところを旅していくと、そんなのも非常に人気だというふうに記憶しております。

当然ながらですね似たようなところはたくさんあるかと思えますけども、八峰町やはり基幹産業が農林水産業でありますし、そういった人手不足対策にも繋がるのだとすればですね、そういったところも含めて、そしてまた最後ですね観光に繋がるように進めていければなというふうに思っておりますので、今後ともですね、そういったところをしっかりと研究してまいりたいというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） これで時間になりましたので、3番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。2時50分から再開いたします。

午後 2時44分 休 憩

.....
午後 2時50分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第13号、ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この意見書については反対いたします。

介護事業所の収入は、国が定める介護報酬という公定価格で決められております。ほかの産業のように市場原理に基づいて柔軟に介護報酬を値上げすることができない構造であります。そのため、事業所の費用である介護事業者の賃上げを10%も上げるということになるとですね、事業所の経営は成り立たず、同時に介護報酬を引き上げねばならないということになります。そうすると、その値上げ分は介護保険料として現役世代、介護利用者に負担されることとなります。既に重い負担を抱える現役世代や施設利用者にとって、これ以上の保険料、利用料の上昇は大きな負担となり、生活を圧迫することから、この意見書については議員として反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 意見書提出に賛成をいたします。

国の方では、やはりこの介護ってというのは国で決めた介護制度であります。そこで働く人たちの賃金が非常に悪いということで、政府はベースアップ評価、それから新介護加算を盛り込みましたけれども、これは目標の2.5%には程遠く2.07%となって、春闘の企業のベースアップに比べて3分の1であります。これに伴って介護労働者は今本当に激減しております。とてもこういうところでは働けないという人たちが増えまして、今、介護事業者の倒産が相次いでおります。そうならないためにも、まずこの介護報酬、これを10%上げてようやく民間の企業と肩が並ぶという、こういうことから10%ということが上げられております。政府の責任でケア労働者の処遇改善、介護事業者の安全と安心を維持していく、運営を維持していくというためにも、国の方にこれを要請していく、国の方へ地方の声を届けていく、これが今必要となっております。皆で意見を述べていきましょう。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第13号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第4、発議第14号、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) この意見書に反対をいたします。

少子化でほとんどの産業が人手不足であり、大手企業では賃上げで労働者を確保しているところではありますが、労働者の賃上げ・増員は人件費の増加に直結し、介護事業所の財政状況と照らし合わせて慎重な検討が必要であります。特に地方の中小事業所の経営規模では、資金面での余裕のなさから増員・値上げといった財源確保は無理と考えられます。さらに、地方の全産業労働者不足の状況に介護などの労働者だけを増員する意見に、私は町の議会の意見としては意見書を出すべきではないということから反対をいたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 意見書提出に賛成の討論をいたします。

医療と介護、これは私たちの身近にある、本当にこれがなければこの先大変だという大変重要な職場であります。で、この夜勤労働者は、ILO、国際労働機構の中で守られていますけれども、日本はこの中の2倍、残業時間も何倍にもなっております。社会問題となっております。で、ここで働く看護師は、独身の場合は既婚者を補うために本当に土日、正月とか働き過ぎて、疲労困憊して精神が異常を来して離職するという、こういう若者たちも増えております。で、既婚者は既婚者で子育てに影響が出て、社会的なケアが必要になるようなことで不十分、大変これが看護労働条件が大変になっております。そして離職を余儀なくされるという、こういうのが今、医療機関、そして介護施設で行われて、それで医療機関では、今65%がもう赤字の状態になっております。診療報酬と労働者がいない、こういう状態を抜本的に変えていくためには、私たちの力ではどうしようもありません。国の方へこれを何とかしてほしいということで意見を上げていく、これが議会の仕事だと思います。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより発議第14号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、発議第15号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この意見書について反対をいたします。

介護保険制度は創設から22年が経ち、介護が必要な高齢者の生活支援は定着しております。高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から令和4年度予算においては3.7倍、13兆円もなっております。今後の高齢者の保険料負担を見据えた今、全国の町村会から要望どおり今後も円滑かつ安定的な対応が必要というふうに言われております。必要なサービスを提供してもらうためには、給付と負担のバランスが必要であり、介護報酬を上げると利用者負担も上げざるを得ません。介護、国保、どちらの制度も給付と負担の適切な組み合わせが重要であり、制度の持続性を高めていくことが必要であり、介護従事者だけに絞って全産業の平均賃金まで賃上げせよという意見については、平均賃金以下でも従事している産業労働者をないがしろにした利己的な意見でもあり、私はこの意見書については賛同できないので反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 意見書の提出に賛成をいたします。

介護制度ができてから25年になりました。今、施設を利用している90歳前後の方々

の、この年金はどのくらいでしょうか。今、グループホームに入るとすれば11万、12万くらいかかると言われております。そして医療ケアに入ると十四、五万、こういう状況になっております。これは90歳以上の方が前後の人たちはこのくらいの年金もらってますか。大変なことになってます。そして介護3以上でないと特養に入れません。特養に入ると、この半額くらいで済むんですけども、今、特養も満杯で入れません。そうした状況の中で、今、2024年から廃業、廃業が過去最多になっております。そして人手不足から、これも介護職員が25万人足りないと言われております。こういう状況で廃園を余儀なくされている、こういうことはやはりあってはならない、過去最悪の状態になっております。そして6万いくらかの格差がある一般労働者と、これも改善していかなければなりません。おまけに、介護25年から利用者の2割負担が今考えられ、ケアプランも無料だったのが有料になり、そして介護、要介護支援1、2の制度が給付外し、これも本当に最悪の状態です。私たちの周りには高齢者がたくさんおります。また、私たちもいずれお世話になることができるのかどうなのか。今後の介護制度に疑問を投げかけております。是非国の責任で、これを抜本的な改善をして介護従事者にも処遇の改善を求める、これが当然今必要になっておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第15号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第6、発議第16号、「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私は反対の立場で討論をいたします。

そもそも私は、給食費無償化には反対であります。自分の産んだ子どもの口に入るものを親が負担するのは当然のことです。今現在、町は50%負担になってますので、それでもう十分すぎると私は思っております。今、国でも無償化に向けて動いておりますので、もしこの意見書を出すのであれば、私は県ではなくて国だと思います。以上の理由で反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 賛成討論をします。

学校給食というのは、食育、教育の一環としてこれが国の方でもうたわれております。教育の一環として無償化するのはこれは当然ですけれども、国の方では今ようやくこれが動き出しました。そして今、無償化を行っているのは、秋田県の場合でも半分以上が無償化。これはやはり食育は教育である。そして食べながら地産地消の勉強をして、そして食物の大切さを知っていくという、これが教育であります。この教育を補っておる市町村は、本当に大変な財政が負担されております。一刻も早くこの地方の財政の無料化してるところへ国の方で予算を組むことによって、財政が少しでも楽になる。で、八峰町の場合も半分が国の方でこれを補ってもらえれば、財政の負担にも軽くなるということで、これは是非国の方で一刻も早く地方の財政を補うためにもやってほしい。意見書を上げていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 見上さん、今あなた「国」と言ってるけども、これは県に対する要望なので誤解しないようにしてください。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第7、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第9号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

次回議会定例会まで審査し、報告をお願いいたします。

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会副委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時10分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 8 番 見 上 政 子